

官報

号外 平成十三年六月六日

○第五百十一回 参議院會議錄第二十九号

平成十三年六月六日(水曜日)

午前十時六分開議

○議事日程 第二十九号

平成十三年六月六日

午前十時開議

第一 國際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 水防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
一、水産基本法案(趣旨説明)

平成十三年六月六日 参議院會議錄第二十九号

国家公務員等の任命に関する件

一、電気通信事業法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、証券取引等監視委員会委員長に高橋武生君を、同委員に川岸近衛君及び野田晃子君を、

預金保険機構理事に篠原興君、廣瀬権君及び松田京司君を、同監事に中嶋敬雄君を、

公害等調整委員会委員に田辺淳也君及び磯部力君を、

日本放送協会経営委員会委員に大下龍介君、北島哲夫君、小林緑君、佐々木涼子君及び鳥井信一郎君を、

日本銀行政策委員会審議委員に中原眞君を、宇宙開発委員会委員に川崎雅弘君を、

労働保険審査会委員に氣賀澤克己君及び佐藤歳二君を、

中央社会保険医療協議会委員に飯野靖四君及び村田幸子君を、

社会保険審査会委員に大槻玄太郎君を、

また、航空・鉄道事故調査委員会委員に佐藤泰生君、中川聡子君、松浦純雄君、宮本昌幸君及び山口浩一君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、証券取引等監視委員会委員長、同委員のうち野田晃子君、預金保険機構理事、公害等調整委員会委員のうち磯部力君、日本放送協会経営委員会委員、宇宙開発委員会委員、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会委員、社会保険審査会委員及び航空・鉄道事故調査委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百七十九

賛成

百七十九

反対

〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、証券取引等監視委員会委員のうち川岸近衛君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十二

賛成

百三十八

反対

四十四

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、預金保険機構理事のうち篠原興君及び松田京司君並びに日本銀行政策委員会審議委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十一

賛成

百五十九

反対

二十二

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、預金保険機構理事のうち廣瀬権君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十

賛成

百四十八

反対

三十二

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、公害等調整委員会委員のうち田辺淳也君の任命について採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十三

賛成

百四十九

反対

三十四

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、水産基本法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。武部農林水産大臣。

〔国務大臣武部勤君登壇、拍手〕

○国務大臣(武部勤君) 水産基本法案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

我が国の水産政策は、これまで、昭和三十八年に制定された沿岸漁業等振興法に示された方向に沿って、他産業と比べて立ちおくれていた沿岸漁業及び中小漁業の発展とその従事者の地位の向上を図ることを目標として展開され、関係者の多大な努力もあり、漁業の近代化、生産の効率化等に一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、我が国経済社会の変化や国際化の進展等の中で、我が国水産をめぐる状況も、国連海洋法条約の締結や日韓及び日中の漁業協定の発効等による本格的な二百海里体制への移行、周辺水域の資源状態の悪化等による我が国漁業生産の減少、漁業の担い手の減少と高齢化の進行等大きく変化しております。

水産業や漁村に対しては、こうした諸情勢の変化に的確に対応し、国民に対する水産物の安定供給を初め、豊かな国民生活の基盤を支えるものとして、その役割を十分に果たしていくことへの期待が高まっており、その期待に的確にこたえていくためには、沿岸漁業等振興法を初め水産政策全般を総合的に見直し、早急に今後の水産政策に関する基本理念の明確化と政策の再構築が行われなければなりません。

このような新たな政策体系を確立することによ

り、水産業や漁村が我が国の経済社会において果たす役割を明確にすることができ、漁業者を初め水産関係者が自信と誇りを持つことができるものと考えております。また、新たな海洋秩序のもとで、水産資源の適切な管理により水産資源を持続的に利用する新たな政策の枠組みを示すことは、国民の食生活に安全と安心をもたらすとともに、国際的にも我が国が真の水産大国であることを示すこととなります。さらに、水産資源が適切に管理されなければ枯渇する有限天然資源であること、を国民全体で再認識することは、人間と自然、生産者と消費者、都市と漁村の共生にも結びつくものであると確信しております。

本法案は、このような基本的考え方のもとに、

水産に関する施策についての基本理念と、これに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意とするべく、提案したものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、水産に関する施策についての基本理念を明らかにすることであり、

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展という二つの基本理念と、国及び地方公共団体の責務等を定めております。

第二に、基本計画を策定することであり、

水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画を定めて、施策についての基本的な方針、水産物の自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策を国民の前に示すこととしております。

第三に、水産に関する施策の基本方向を明らかにすることであり、

まず、水産物の安定供給の確保に関する施策と

して、水産資源の適切な保存及び管理、水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の基本的なものを定めることとしております。また、水産業の健全な発展に関する施策として、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、水産加工業及び水産流通業の健全な発展、漁村の総合的な振興、多面的機能に関する施策の充実等の基本的なものを定めることとしております。

第四に、国に水産政策審議会を設置すること等について定めることであり、

なお、水産基本法案は、衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりであります。

第一に、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るための措置として、森林の保全及び整備を明示すること、第二に、水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、必要な施策を講ずるものとするを明らかにすることであり、

以上、水産基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。和田洋子君。

(和田洋子君登壇、拍手)

○和田洋子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました水産基本法案について、農林水産大臣にお伺いいたします。

我が国の水産政策は、これまで、昭和三十八年に制定された沿岸漁業等振興法のもとで行われてきました。この法律は、沿岸漁業者及び中小

漁業者を対象に、生産性の高い企業の経営を育成すること、漁業就業世帯の生活水準を向上させるという目標を指しております。

ところが、約四十年を経過した今日、当初の目標が達成され、漁業就業者の皆様が将来に夢と希望を持って元気に漁業を営んでおられる状況となつてゐるでしょうか。昭和五十年代には、既に二度にわたるオイルショックと二百海里時代へ突入するという、漁業にとって大きな環境の変化が起きました。これにより、燃油価格の高騰、我が国の遠洋漁場の大幅な縮小など、漁業経営が急速に悪化しました。本来なら、この時点で、それまでの水産政策を抜本的に見直しておくべきではなかったでしょうか。

まず、沿岸漁業等振興法のもとでとられてきた水産政策をどのように評価しておられるのか、また、昭和五十年代以降の漁業を取り巻く環境が激変した後の沿岸漁業等振興法の役割をどう評価しておられたのか、反省を含めてお伺いをいたします。

次に、沿岸漁業等振興法と、これにかわるべく提案された水産基本法案についてお伺いいたします。

水産基本法案では、第二条におきまして「水産物の安定供給の確保を、第三条で「水産業の健全な発展」という二つの基本理念を掲げております。この法案では、漁業者はもとより、流通・加工業者、または遊漁者など、およそ水産にかかわりのあるすべての者が対象とされます。そして、目的は、「国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることです。沿岸漁業等振興法では、沿岸漁業者、中小規模漁業者に対する施策に

焦点が絞られておりましたが、今度は国民全体の立場から水産政策を進めることとしています。

沿岸漁業等振興法を廃止し、水産基本法を制定することにより、水産政策をどのように転換されるお考えですか。基本法ですから、半世紀後を見通す漁業、水産業の将来が指し示されていなければなりません。この水産基本法案では、将来のビジョンがどのように描かれているのでしょうか、お示しをいただきたいと思ひます。

次に、海洋環境及び内水面環境の保全についてお伺いをいたします。

我が国は四面を海に囲まれ、河川、湖沼を含めれば、水産とは切っても切れない関係にあります。古来より私たちをめぐんでくれた川や海を私たちはこれまで大切に扱ってきたでしょうか。高度経済成長のもと、埋め立て、護岸工事により、水産動植物が繁殖、生息、生育するために重要な役割を果たしている海藻などが密生している藻場や干潟、さらには砂浜や岩礁をも失つてきました。それとともに、漁業権の放棄も行われてきました。その一方で、藻場、干潟の造成・回復事業が国民の血税を使って行われております。このような矛盾した行為、むだな行為を反省しなければいけません。

水産業は、海洋環境及び内水面環境に依存するため、環境が保全されていることが前提であり、環境が破壊されますと、そもそも成り立ち得ないものであります。この水産資源を維持増大させていくためには、海域だけでなく、陸域の河川の環境も一体で管理していく必要があります。魚の一人のお母さんは森であると言われています。森林の有する水源の涵養、土砂の流失防止、栄養

分の供給等の機能が、海域の生物の育成環境や生態系を保全する効果があることが認識されるようになってきております。

しかしながら、海洋環境を悪化させる大きな原因として、工場排水や生活排水による富栄養化を原因とする赤潮の発生、プラスチックごみ、廃棄物、油濁、ダイオキシン類等の有害物質などがあります。このような陸域を汚染する汚染については、早急に解決を図っていかねばならない問題です。

これは、漁業・水産関係者だけで解決できるものではありません。水産基本法の第一の目的が国民生活の安定向上とつたわれておりますが、逆に、国民が海を守るために、国民の義務として、海洋環境の改善を総合的に図るために、河川、港湾、海岸、下水道事業等の他分野の関連する環境対策を一体的に取り組むことが必要です。漁業者、釣り船事業者、開発事業者、製造業者、消費者など、漁業活動、事業活動、日常活動を通じて漁場環境に影響を与えているすべての人が、海洋環境、河川環境の保全をみずからの課題として受けとめて取り組んでいかなければいけないと思ひます。

さきの衆議院の審議におきまして、水産基本法案第十七条が修正されました。これは、水産振興にとつて環境との関係に、より一層の配慮を行っていくべき旨の意見を踏まえたものであると考えますが、大臣は、十七条の修正についてどのように受けとめ、また、今後、生育環境の保全と他産業、特に開発事業との政策調整をどのように図っていくつもりなのか、お伺いいたします。

水産基本法案では、水産資源の適切な保存及び管理による持続的な利用が重要な課題となっております。環境保全に努めても、水産資源を乱獲しては意味がありません。このため、資源管理をいかに実行していくかが次に問われるべきことだと思ひます。

国連の食糧農業機関、いわゆるFAOでは、平成七年に、国及び資源利用者に対して、生態系の保存と資源管理義務等を盛り込んだ責任ある漁業のための行動規範を定めています。資源管理は漁業者にとつては規制されるということです。

それならば、なぜ規制するのか、どの程度規制するのかが明確でなければならぬと納得せず、水産基本法に理念として掲げても絵にかいたもちに終わります。その規制の根拠を明らかにする資源水準の調査研究が十分な水準に達しているでしょうか。水産資源が枯渇しているのか、どの程度なら漁獲可能なのかといった資源評価、また、生態系の研究に予算、人員をシフトさせていくことが必要です。これは、基礎研究であるため、独立行政法人における研究評価の目安である五年程度で結果を出すのは困難ではないでしょうか。

今後、どのように研究体制を充実させていくつもりなのか。また、資源回復のために栽培漁業も重要な役割を果たすものと考えておりますが、この点も含めて政府の方針をお伺いいたします。

次に、水産業及び漁村が水産物の供給以外に有する多面的機能についてお伺いいたします。

条件が悪く、また、経済的、社会的条件が不利な地域に存在しています。水産業及び漁村の多面的機能の将来にわたる發揮を図り、維持していくためには、漁村地域を対象とした直接支払い制度の導入についても前向きに検討すべき課題ではないかと考えております。

この多面的機能に関しては、国民の理解が十分でないと思われまふ。多面的機能に関する施策をより積極的に実施していくために、政府案の三十二条について衆議院で修正が行われておりますが、その前提となる国民の理解を得るための点も含め、この修正についての大臣の御意見と今後の多面的機能の施策の充実についての考え方を伺いたいと思います。

我が国周辺水域では三千種類もの魚が捕獲されており、主な取引魚種でも二百種類に及んでいるということですが、この多種多様な魚が、各地域の漁村において地域独自の食文化、魚を食べる食文化をはぐくみ、受け継がれてきました。これが、画一した大量流通、大量消費の中で、また、マグロ、エビなど高級魚にシフトする中で失われつつあります。

社団法人漁村文化協会が発行しております「漁村」という雑誌の中で、毎号、各漁業協同組合の婦人部の活動が紹介されています。婦人部の方々が、地元で多くとれる、余り利用されていない魚について食卓に届ける工夫を行い、成功している事例もあるということです。福島県いわき市は、「市のさかな」選考委員会と市民アンケートにより、学名アオメエソ、通称メヒカリを「市のさかな」と決めました。以前は練り物の原料でしたが、ただいま人気上昇とのことですが、多様な魚を食べる文化を継承していくことが漁

村の振興につながり、ひいては我が国の水産資源の持続的利用に貢献していくのではないかと考えています。国として、食生活指針を提示し、日本型食生活の普及に努めているということですが、高級魚から多様な魚の利用へという方向に国民の食生活の嗜好を誘導していくべきではないかと考えます。

食の文化は各国固有の文化であります。世界の畜肉と魚肉の消費量を見ますと、肉食の民族と魚食の民族の住む地域が分かれており、この文化の違いが誤解を生む結果となり、感情的な議論を招いているようにも見受けられます。政府は、客観的な調査とその指標を用いて我が国の主張を世界に向けて発信していくべきではないでしょうか。この件も含めて、魚食普及と漁村振興についての大臣の所感を伺いたいと思います。

漁業就業者は一貫して減少を続けており、沿岸漁業就業者数については、平成十年の二十四万人が平成二十年には十四万人にまで減少するとの試算も出されております。

水産基本法案において「水産物の安定供給の確保を理念として掲げるのであれば、国産で供給する水産物ほどの程度確保すべきなのか」という方針を示すべきであると思ひます。

しかし、より深刻な問題は、新規漁業就業者数が極端に少ないことです。漁業就業者数は平成十一年に約六千人減少しているにもかかわらず、新規漁業就業者数はわずかに千二百八十人でした。そのうち新規の学校卒業者は半分にどまっています。沿岸漁業等振興法のもとにおいて漁業就業者の減少対策がとられてきたにもかかわらず、減少の一途をたどっております。

なぜこのような状況が続いているのでしょうか。漁業権制度等が既得権益の保護に走り、漁業許可制度が新規参入の支障となっていないでしょうか。

水産基本法案では、新規漁業就業者を何としても確保していくという理念が感じられませんか。新規漁業就業者の参入を促進することを明示すべきではないのか、お伺いをいたします。

最後に、国民と海のかかわりについて伺いをいたします。

潮干狩り、釣り人、プレジャーボートなど、年間三千万人もの国民が海を利用してあります。その機会は今後ますますふえていくことが予想されます。海はだれのものなのかという声もあるように、海は多くの人々がさまざまな利用、活用を行っていくことでしょう。ブルーツーリズムの推進など、こうした国民の要請にこたえていくことが漁業の理解を深める上で重要と考えます。

水産基本法案は国民が海を利用したいという声にどのようにこたえようとしておられるのかお聞きをして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣武部勤君登壇、拍手)
○国務大臣(武部勤君) 和田議員の貴重な御提案を含めた御質問を賜りました。

まず、沿岸漁業等振興法をどのように評価するかというお尋ねでございますが、昭和三十八年に制定された沿岸漁業等振興法は、漁業の生産性の向上、生産量の増大などに一定の成果を上げたものと考えております。しかしながら、本格的な二百里体制への移行、周辺水域の資源状態の悪化等による漁業生産の減少などにより、沿岸漁業等振興法に示した政策方向だけでは現実の課題に的確に対処し得なくなってきたと考えています。

このような成果と評価を踏まえ、御指摘の反省も含めて、新たな理念のもとに水産政策の再構築を行うため、水産基本法を制定する必要があると考えた次第であります。

次に、水産業の政策転換等についてのお尋ねですが、水産基本法の制定は、これまでの水産政策を総合的に見直し、食料供給産業としての水産業の健全な発展を通じ、国民に対する水産物の安定供給を確保していくとの明確なビジョンのもとに政策を再構築しようとするものであります。

具体的には、資源を管理し守り育てる漁業の推進、意欲と能力を持つ担い手の育成確保、消費者ニーズに即した水産物の供給体制の整備、漁港・漁場等の水産基盤の一体的な整備、都市と漁村の交流の促進などの面で構造改革を行い、積極的な政策転換を図る考えであります。

さらに、環境保全の取り組みについてのお尋ねがございましたが、水産資源は生態系の構成要素であり、その持続的利用のためには水産動植物の生育環境の保全及び改善が重要であり、このため、開発事業の実施に当たっては政策調整も含め、幅広い環境保全の取り組みを推進してまいります。

政府案第十七条は、資源の持続的利用を図るため、森、川、海を通じた幅広い環境保全の取り組みを推進していくことを想定していたものであります。修正により、このような趣旨が条文上も明確に規定されたものと理解しております。

次に、資源管理にかかわる御質問にお答えいたします。

まず、資源の保存、管理に当たっては、科学的根拠に基づき進めていくことが重要であり、水産

基本法案においてもこのための調査研究の推進が位置づけられているところであります。

この観点から、本年度より、国の水産試験研究機関を統合再編し、柔軟かつ機動的に研究を進める体制を整備したところであります。また、資源回復のためには栽培漁業の積極的な推進も重要と考えておりまして、今後ともこれらの施策の適切な推進に努めてまいります。

次に、多面的機能についてお答えいたします。水産業、漁村の有する多面にわたる機能については、今後重要性が増大する課題でありまして、政府案の第三十二条においても、国民の理解と関心を深め、その上で施策を充実していくとの方向を示しております。今回の修正で、施策の充実が多面的機能の適切かつ十分な発揮を目指すものであるとの趣旨が条文上も一層明確に規定されたものと理解しております。

多面的機能に関しては、国民の理解と関心が深まるよう積極的な情報提供等による普及啓発に取り組むことが急務であり、その上で施策の充実のあり方を検討していきたいと考えております。

次に、魚食普及と漁村振興についてのお尋ねであります。魚食類は健康的な日本型食生活を形づくるすぐれた食品であることから、魚食の普及を図ることが重要と考えております。さらに、これが漁村の振興につながるものという認識も強く持っております。

このため、水産基本法案におきましては、食料消費の改善と一体となって水産物消費に関する施策を充実することとしております。また、国際会議などにおいても、それぞれの国の文化や伝統に根差した食生活を尊重すべきとの主張を行うなど、対外的なことも含めて、魚食の普及に積極的

に取り組んでまいりたいと存じます。新規漁業就業者の参入の促進を法案に明示すべきとの御指摘がありました。

次の世代の漁業の担い手となる漁業就業者の確保育成を図ることは極めて重要であります。基本法案第二十三条においてこのことも明確に位置づけ、また青年漁業者を中心としたグループが行う創造的な取り組みについてハード・ソフト面から支援することともに、新規参入を促進する観点から、求人・求職情報の提供や乗組員の資質向上のための研修の充実等の対策を本年度から新たに講じているところであります。

最後に、国民と海のかかわりについてのお尋ねがありました。

海は、水産物の供給のみならず、健全なレクリエーションの場の提供等を通じ、国民全体に対して多くの恵みをもたらしております。このような認識に立ちまして、水産基本法案においては、水産関係者だけではなく遊漁者等漁業者以外の人たちの役割や、ブルーツーリズムを初めとする都市漁村交流等についても規定することにより、国民全体の立場からの方向づけを行い、海と国民の共存共栄の関係をよりよくし、国民の要請に積極的に対応していく考えであります。

種々御提案がございましたが、自然の恵みに感謝する気持ち、自然の脅威を恐れる謙虚な気持ち、このことを原点に努力してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、電気通信事業法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。片山総務大臣。

(「國務大臣片山虎之助君登壇、拍手」)

○國務大臣(片山虎之助君) 電気通信事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、即ち電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、電気通信事業の一層の公正な競争を促進するため、特定移動端末設備と接続される電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、接続約款の作成、届け出、公表を義務づけるとともに、市場支配的な電気通信事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、不当な競争を引き起こすおそれがある一定の行為を禁止する等の措置を講ずるほか、第一種指定電気通信設備に係るものを除き、契約約款、接続、共用に関する規制を認可制から届け出制に改めることとしております。

第二に、電気通信事業者によるネットワーク構築の柔軟性を高めるため、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務である即ち電気通信役務に関する規制の合理化を図ることとしております。

第三に、端末設備の技術基準への適合を認定する総務大臣の事務の代行機関である指定認定機関について、指定の欠格事由のうち民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること、欠格事由とする要件を廃止する等指定の基準に係る規定等を整備することとしております。

第四に、線路敷設の円滑化を図るため、第一種電気通信事業者の用に供する線路等を国公有地上の工作物に設置する場合の規定等を整備することとしております。

第五に、今後増加する可能性のある電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、総務省に国家行政組織法第八条に基づく審議会等として電気通信紛争処理委員会を置くこととし、電気通信紛争処理委員会は、あっせん及び仲裁を行うとともに、その権限に属せられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができることとする等の措置を講ずることとしております。

第六に、基礎的電気通信役務の提供を確保するため、基礎的電気通信役務の提供に係る費用の一部を指定法人を介して各電気通信事業者が負担する制度の整備をすることとしております。

第七に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が保有する設備もしくは技術またはその職員を活用して、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支

障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて新たな電気通信業務その他の業務を行うことができるようにするとともに、日本電信電話株式会社に係る外資規制を一部緩和し、並びに新株発行に関する認可の特例措置を設けることとしております。その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、基礎的電気通信業務の提供の確保に係る規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、また、電気通信事業紛争処理委員会の設置に関する規定のうち両議院の同意を得ることに係る部分については、公布の日から施行することとしております。

以上が電気通信事業法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。内藤正光君。

(内藤正光君登壇、拍手)

○内藤正光君 民主党・新緑風会を代表して、電気通信事業法等の改正案に対して質問を行います。

本法律案の質疑に入る前に、国が早急に講ずべきIT政策とは何なのかについてまずお伺いをいたします。

IT政策といったとき、だれもがまず挙げるのがIT推進策や規制緩和、デジタルデバйд対策等々です。しかし、果たしてそれだけで本当に十

分なのでしょいか。例えば雇用の面。IT化の進展に伴い、今後ますます雇用の流動化は進み、非正規雇用は増加していくだろうことが予想されております。ところが、終身雇用を前提とした、というよりも、戦後、物づくり技術を育てるために終身雇用へと誘導していった現行の税制や社会保険制度のもとでは、転職者は大きな不利益を受けることとなります。また、パート労働者も法的に十分守られていないのが実情です。

雇用面に限らず、IT化の進展によってさまざまな社会変化がもたらされます。これらの変化を的確に予測し、現行諸制度との乖離を正すことこそ、今我が国が全力を傾注して取り組むべきIT政策であると私は考えます。しかし、実際に議論されているIT政策なるものは、ITと直接的な関係のある項目だけにとどまり、それ以上に深掘りしたものが全く見られません。そんなことでは、すべての人が恩恵を享受できるIT社会の構築は望めません。

そこで、坂口大臣にお尋ねいたします。これからのIT社会を展望したとき、厚生労働の分野でいかなる社会変化を予測し、それに対していかなる対応を講ずべきとお考えでしょうか、坂口大臣にお尋ねをいたします。

さて、競争政策を論じるに当たって、我が国の情報通信分野における国際的な料金水準について認識を共有しておく必要があります。

そこで、総務大臣にお尋ねいたします。情報通信の分野における我が国の料金水準は、報道等では高いと言われておりますが、本当にそうなのか。特に、インターネット利用料金における日米比較についてお伺いをいたします。

では、本法律案について質問をさせていただきます。

まず、最近の情報通信に関する議論を聞いていますと、私は最も大切な視点がすっかり抜け落ちているように思えてなりません。それはユーザー利益です。ユーザー、すなわち国民により安価でより魅力的な情報通信サービスを提供するために何をすべきか、この観点に立って我が国が今全力を挙げて取り組むべきは、電気通信事業者同士が真に自由かつ公正に競争し合う環境の整備です。

私がこの一月に訪問した韓国では、サイバーコリア21と呼ばれる将来ビジョンのもと、情報通信分野における大胆な規制緩和が進められました。

それを受けて、二番手、三番手の電気通信事業者らが驚くほどの低廉な料金で市場に果敢に挑み、日本のNTTに相当する韓国通信の持つ大きなシェアを脅かすほど、事業者同士の競争が非常に活性化されました。その結果、韓国では既に四メガの常時接続サービスが約三千八百円と非常に安価に提供され、二〇〇〇年末における二メガ以上の高速インターネット加入者数は人口四千七百万人に対して実に四百万と、今や世界トップの高速インターネット普及率を誇っているのです。

ところが、我が国の現状はどうでしょうか。例えばLモードの一件。このサービスは、コンピュータがなくても表示機能付きの電話さえあればだれもが手軽に情報にアクセスできるといって多くの方々が待ちわびていたサービスです。特に、話すことや聞くことに障害のある方や若年寄りにとって、社会との窓口が広がるものとして大きな期待が寄せられていました。これは、Lモードサービスに関するパブリックコメントから

も明らかなことだと思えます。

しかし、Lモードの開始に当たって強硬な反対がありました。それは当の電気通信事業者からです。詳細については特に触れませんが、これをめぐっては、ユーザー利益不在の議論が続いたことは記憶に新しいと思います。

本来は、事業者同士がより安い料金、より魅力的なサービスの提供を通じて互いに切磋琢磨してこそこの分野は活性化し、結果としてユーザー利益につながっていくものなのです。政治に頼ろうとするその姿の先に見えるのは、護送船団行政そのものであり、その行き着く先は、金融行政のことを改めて持ち出すまでもなく明らかです。

以上の点を踏まえ、総務大臣にあるべき競争政策について御所見をお伺いいたします。

NTT東西の業務範囲の拡大については、事業者同士の競争をより活性化させるものとして基本的に評価いたします。しかし、そのための条件として二点、本来業務に支障を来さないこと、公正競争条件の確保に努めることが挙げられています。しかし、これらは具体的にどのようなことか。逆に条件を満たさない場合としてどんなことを想定しているのか、御説明願います。

また、業務範囲の拡大に際しては、サービスごとに認可を求めなければならない認可事項となっています。認可となっていない限り、運用方法によっては今までと何ら変わらない裁量行政が続くことになりかねません。さらに、変化の激しいこの情報通信の分野、サービスごとの認可としていて、果たして機動的かつ迅速に対応することができるのでしょうか。

より一層のサービス競争の促進という観点か

ら、できるだけ早期に届け出制に規制緩和すること、それまでの暫定措置として、例えば審査にかかる期間を原則一カ月と定め、かつ法の趣旨にのっとっている限り原則認めるという基本姿勢を確立することが必要と考えますが、総務大臣のお考えを伺います。

ことしの一月十日、公正取引委員会は公益事業分野における規制緩和と競争政策を発表いたしました。その中で、ドミナント規制のデメリットについて何点か指摘しています。

それは、一、独占禁止法との重複により規制体系を複雑化し、事業者の円滑かつ自由な事業活動を阻害するおそれがあること。二、ドミナント規制が行政によって恣意的に運用された場合、事業者間の公正な競争条件をゆがめるおそれがあること。三、既存の規制の緩和や撤廃と一体的に行わなければならない、かえって規制強化になってしまふこと。特に第一点目の規制の重複については、衆議院にて、公取委と十分に調整していく旨の答弁が繰り返されたようです。

しかし実際には、公取委、総務省双方がそれぞれ組織の存在意義をかけて規制のかけ合いになるだろうことが懸念をされております。それを避けるためにも、独禁法とドミナント規制の仕切りを事前に明示すべきだと考えます。

以上の指摘に対する総務大臣の御見解をお尋ねいたします。

また、IT戦略会議では、現行の事前規制を透明なルールに基づく事後チェック型行政に改めるとし、支配的事業者の反競争的な行為に対する監視機能を強化するとしています。

ところが、本法案の柱の一つであるドミナント

規制、つまりシェアに着目した非対称規制の導入は、まさに事前規制の強化であります。そもそも、大きなシェアを有することをもって短絡的に排他的行為と重ね合わせることは自体に論理の飛躍が見られます。排他的な行為に対して厳しく対処すべきことの必要性は改めて申し上げるまでもありません。しかし、単にシェアに基づいて事前に規制をかけるというのは、政府の基本方針と完全に矛盾していると考えます。総務大臣のお考えをお尋ねいたします。

また、音声通話サービスもデータの一つとして高速インターネットに吸収されようとしている今日、国内の電話シェアに基づいて規制をかけるというのはいかがも時代錯誤的に思えてなりません。あわせて伺いたいと思います。

そして、今後やはり光インフラの構築を競争ベースで進めていかなければなりません。しかし、ドミナント事業者に対してのみ、マーケットプライスを大幅に下回る価格での競争他社への開放を義務づけたらどうなるでしょう。市場参入や拡大を図ろうとする事業者は、設備ベースでの参入を避け、迷うことなくドミナント事業者から格安で光ファイバーを借り受ける、投資リスクゼロの道を選択するでしょう。一方のドミナント事業者にしても、巨費を投じてインフラ整備を進めても、結局、競争他社に資金を回収できないほどの低価格で貸し出さなければなりません。こうなると、インフラ整備のインセンティブはうせ、インフラは老朽化し、技術の進展を促す設備ベースの競争が全く進まなくなってしまうおそれがあります。

回線の開放並びに料金の低廉化はもちろん重要

です。しかし同時に、経済的なインセンティブを無視したまま幾ら回線開放を進めようとしても、自律軌道には乗らず、結果としていつまでも政府の介入が必要になり続けます。この点をどのように御認識なされているのか、総務大臣にお尋ねいたします。

次に、ユニバーサルサービス基金について伺います。

電気通信事業者から負担金を徴収するとともに交付金を交付する機関として、総務大臣は既存の公益法人を基礎的電気通信役務支援機関として指定することとしています。実際には、電気通信事業者協会がその支援機関に指定されるだろうと聞いています。しかし、電気通信事業者の集まりであるという協会の性格を考えますと、本当にその役割を担えるのか。例えば、交付金の額の算定に当たって各事業者から内部資料の提出を求めることになりませんが、果たして各事業者は応じるのか。総務大臣のお考えをお伺いします。

また、私は、このゴールデンウィークを利用して、第二のシリコンバレーとして発展目覚ましいテキサス州とコロラド州を視察してきました。その中で高校のIT教育の実態についても調べてきたのですが、IT教育にかける予算を初め、ハードの整備状況、授業の内容等に至るまで、日米の歴然とした差を目の当たりにしてきました。ごく平均的な高校一校がIT教育にかける予算は、ハード整備だけでも毎年二十万から三十万ドルに上ると言われます。

米国では、学校や図書館におけるインターネットアクセスまでもがユニバーサルサービスに含まれ、基金からの拠出を受けております。確かに今

回、学校等へのインターネット環境の整備はユニバーサルサービスに位置づけられてはいませんが、日米のIT教育格差を考えれば、ぜひ大臣の御英断を期待しますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、紛争処理委員会についてお尋ねいたします。

今回の法改正で、接続に係る紛争処理を行う機関として、新たに電気通信紛争処理委員会が設置されることになりました。しかし、これは総務省内に設けられるいわゆる八条機関であり、その独立性や中立性という観点から問題があると言わざるを得ません。

今、我が国の情報通信分野で求められているのは、裁量行政を完全に廃して、護送船団的でない完全に自由で公正な競争環境を築き上げることなのではないでしょうか。そのためにも、現在、総務省が一手に抱える規制と企画の機能のうち、規制の機能を切り離して、総務省からは完全に独立した第三者機関に担わせることが必要であると考えます。それを断行してこそ、ユーザー利益につながる真の競争が実現するものと考えます。

以上のことに対する総務大臣のお考えをお伺いし、私の質問を終えさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣片山虎之助君登壇、拍手)

○国務大臣(片山虎之助君) 内藤議員から大変多数の御質問がございました。

まず、インターネット料金等、料金水準が日米の比較でどうなっているかと、こういうことです。前はアメリカの方がずっと安かったんですが、ところが、我々も、先ほども言いましたように、

競争促進策を通じて低廉化の努力をいたしまして、逆転したんですよ。例えば、今、インターネットのNTT東日本の月決めは七千百円だったものを六千円に下げたんですね。ところが、アメリカの方は、特にニューヨークの代表的通信事業者のベライゾンという社があるんですが、こっちの方が六千二百九円に上げたんですね、向こうは。逆に、そういう意味では日米の比較はほとんどなくなった、こういうふうには我々は認識しておりますけれども、さらに低廉化の努力をしてまいりたい、こういうふうには思っております。

それから、ユーザー利益ということが一番大切ではないかと。

言われるとおりなんです、事業者にも創意工夫をしてもらわなければなりませんけれども、やはりユーザーに対して低廉で高速で多様な通信サービスを提供していく、そのためには競争政策を思い切って進めるといったことが必要だと思えます。

これまでも参入規制、料金規制、外資規制の緩和や撤廃を行ってきましたし、あるいは事業者間接続ルールの充実強化を行ってネットワークのオープン化等を進めてまいりました。そういうことによって私はかなり状況は変わってきたと思いますが、今回のこの電気通信事業法の一部改正において、御指摘もございましたが、非対称規制を導入することによって支配的事業者のいろんな権能といえますか影響を少し抑える、あるいは電気通信事業紛争処理委員会をつくりまして紛争の円滑かつ迅速な処理を図る、あるいは線路敷設円滑化のためのルールをつくる、こういうことによってさらにユーザー利益の拡大のために努力いたしたい、こういうふうには思っております。

それから、NTT東西の業務範囲拡大について、具体的にどういうことかと。

本来業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれというの、簡単に言いますと、例えば新規業務へ過大な投資を行うことによって本来業務がおろそかになる、こういうことは困る、こういうことを一つ書いておりますし、それから公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがあるというところは、例えばNTT東西によるネットワークのオープン化の措置が不十分で、そのために公正な競争の確保が害されている、こういう場合を想定しているわけでありまして。

そこで、何で認可制にするんだと。

届け出制か認可制かというのはいろんな議論がありますが、認可制にした方がほかの業者が安心しますし、届け出制というのはある意味ではNTT東西が自由にやれる、こういうことですから、私は当分は認可制の方がベターだと思います。

ただ、認可制でも、議員御指摘のような恣意的なことをやっちゃいけません。したがって、認可基準についてはガイドラインをしっかりとつくろうと思えます。ガイドラインをしっかりとつくろ。それから、御指摘のようにできるだけ審査期間も短縮してまいります。一カ月でやれと言われども、それは約束できませんが、できるだけ早く審査期間を短縮して結論を出す、こういうふうには考えております。

それから、ドミナント規制について、独禁法と二重じゃないかと。

二重なんです。二重なんです、独禁法というのこれは一般法ですから、広く薄くというのが独禁法思想なので、こういう電気通信分野の

ような特殊なものは、私は、特殊な規制があってもいいし、プラスアルファの規制があってもいい、こういうふうには考えているわけでありまして、一般的なルールである独禁法の上にさらなるこういう若干のルールを上乗せさせていただこうと。

この点につきましては、公正取引委員会も私のところの所轄ですから、独立している機関ですよ、公正取引委員会は。しかし、総務大臣の所轄のもとにありますから、私は、十分な公取と関係部署の調整を図れと、こう言っております。そういうことの調整を図っております、両法の適用に関するガイドラインをこれも両方できるところと、こういうことをいたしております。今後、恣意的な裁量等が入るようなことは厳に慎んでまい、こういうふうには考えているわけでありまして。

それから、非対称規制の導入は事前規制の強化ではないかと。

じゃないんですよ。非対称規制というのは、市場支配力のある者についてはその支配力にブレーキをかける、抑えてもらう、それ以外の事業者については規制を緩和するというものですから、全体として見れば規制緩和なんです。市場支配力を持つ事業者についてはこれは現状維持なんです。その他の事業者についてはずっと規制を緩和する。それで非対称、ドミナントなんです。

ところが、それではその市場支配力を持つ方についてそれでいいの、こういう議論があります。それから、いろんなことを抑えることについては法律上明定する、こういうことをやっておりますし、その実際の是正は事後でやる、こういうこと

でございますから、議員が言われることは必ずしも私はそのとおりではない、こういうふうには思っております。

それから、市場支配的事業者をどう考えるか、シェアをおまへはどう考えるんだと、こういうことなんです。地域固定系事業者というのは、我々にはこれはNTT東西さんを考えております、答弁に書いておりませんけれどもね。想定はあるんです。移動体事業者につきましては、これも議論があるんですが、NTTドコモなどを考えております。などがつきますので。考えておりますが、そのシェアの算定は、電話に限定せず、市場支配的事業者の指定設備、電話ではなく指定設備による通信サービス全体を考えたとき、こういうふうには思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたしたい、こういうふうには思います。

それから、経済的要因を無視したままですという投資インセンティブを配慮せずにやるのかと。そういうことじゃありません。だから、現在、接続料につきましては、長期増分費用方式でなく、実際にかかった費用で投資者が算定したものを認可すると、こういうことにいたしたい。経済的要因を無視して設定することはないと、こういうふうにお考えいただければ幸いです、こう思っております。

それから、ユニバーサルサービスの基礎的電気通信役務支援機関は電気通信事業者協会ではないかと。

そうなるかもしれませんよ。なるかもしれません、決めておりません。まだ決めていない。そこで、そういうことになった場合に資料の要求なんかできるかと、こういうことなんです、事業

者の方には義務づけております。この支援機関に資料を提出することを義務づける、法律上。同時に、支援機関の方は資料を出せという請求権を認めることにいたしておりますから、内藤議員の御心配は当たらないと、こういうふうに思っております。

それから、アメリカでは学校や図書館におけるインターネットアクセスまでがユニバーサルサービスになっていると。

アメリカだけみたいですね。アメリカだけみたい。そこで、そういうものまでユニバーサルサービスに入れますと相当な経費がかかるわけですよ。そこで、今、日本はどうやっているかという、御承知のように、学校インターネット事業というので、私どもの方と文部科学省が一緒になって補助しているんですよ。あるいは、地域インターネット事業というので、これを私どもの方が補助しているんです。だから、むしろそういうものをユニバーサルサービスとするんじゃないかと、公的な支援をして普及していくと、こういうことの方が今の段階では私は正しいんじゃないかと思えます。

ただ、もっとも学校や図書館に対するインターネット普及が進んで、国民がそれでも結構だと、そういう成熟した国民のコンセンサスが得られるようになるならば、その段階でユニバーサルサービスに追加することも私はあり得ると、こういうふうには思っております。ただ、その段階ではないのではないかと、こう思っております次第でございます。

それから最後に、いつも言われることなんです、何でも全部総務省ではないかと、企画立案から規制、監督から紛争処理まで。アメリカのFCCを見てみると。

こういう話がありますが、アメリカのFCCは合議制の執行機関なんです。やっていることは同じなんです。FCCさんも企画立案から規制、監督から紛争処理までやっているんです。ただ、アメリカは行政委員会みたいな合議制執行機関が好きですから、私はやっぱり日本の場合には独任制で機動的、総合的、戦略的に対応した方がずっといいと思いますし、特にこれから電気通信事業者間の紛争がふえますから、あるいはだんだんそれが高度化、複雑化しますから、やっぱり八条機関のこういう処理委員会を置いて、そこでしっかりと対応していくということが必要だと思えます。

そのために、権威を持ってもらうために、この紛争処理委員会の委員さんには両院の同意を求めます。あるいは、直属の事務局をつくり、総務省の中のかのセクションがやるんじゃないかと。そういう意味で、中立性や権威をしっかりと担保していきたいと、こう思っておりますし、規制、監督と企画立案、紛争処理の分離は将来の検討課題として受けとめて、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 内藤議員から御質問いただきました。I-T社会における展望と対応についてのお尋ねでございます。

I-T化の進展が社会に及ぼす影響としましては、業務の効率化により雇用削減が見込まれる一方で、幅広い分野におきましてI-Tを活用した新たな雇用が生み出されているところでございます。

このような状況の中で、働く人々のI-T化への対応を的確に進めるために、I-Tに係る総合的な

職業能力開発施策を推進いたしておりますが、雇用増が見込まれる分野への円滑な労働移動が図られるように、今、施策の展開に努めているところでございます。

また、I-Tの進展とともに、パートタイム労働者、派遣業をして在宅就労などが増加をいたしまして、就労形態の多様化が進展することが考えられますことから、これに対応した就業環境の整備にも努めているところでございます。

正規労働者とパートタイム労働者の均衡を図りますとともに、関連する社会保障の整備、とりわけ雇用保険、それから年金、医療保険等の整備も重要でありまして、現在、それらのことに、その改革に取り組みなければならぬと考えているところでございます。

I-T化は、今後も労働形態に大きな影響を与え続けるというふうに思いますので、十分な監視をしていきたいと考えているところでございます。

(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) 日程第一 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

日程第二 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めるの件

日程第三 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長服部三男雄君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(服部三男雄君登壇、拍手)

○服部三男雄君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際労働機関憲章の改正は、国際労働機関、ILOにおいて採択された条約が、その目的を失ったこと等が明らかである場合には、総会が当該条約を廃止することができることに決定するものであります。

次に、最悪の形態の児童労働の禁止等に関する条約、いわゆるILO第百八十二号条約は、児童を強制労働、売春、薬物取引、危険有害業務等に使用すること等を禁止し、及び撤廃するためにとるべき措置等について定めるものであります。

最後に、相互承認に関する欧州共同体との協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品並びに医薬品について、我が国と欧州共同体との間で規格への適合性評価の結果や製品の試験データ等の相互承認を行うための法的な枠組みについて定めるものであります。

委員会におきましては、ILOに対する我が国の基本姿勢、相互承認協定締結の経済効果と対象分野の拡大等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、条約三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十

賛成

百八十

反対

〇

よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第四 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長太田豊秋君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

○太田豊秋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における農業農村をめぐる社

会経済情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、環境との調和に配慮すべきことを事業施行に当たっての原則とするとともに、地域の意向をよりの確に反映するよう、事業の申請に当たっての市町村長との協議、及び国または都道府県が行うべき土地改良事業の計画の概要等に対し、意見書を提出できる仕組みを導入するほか、国または都道府県が行う土地改良事業の廃止に係る手続を定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、土地改良制度が果たしてきた役割と今後の展開方向、事業施行に当たっての配慮事項である「環境との調和」と「環境の保全」の違い、環境専門家の養成と環境と調和した工法の確立、地域の意向をよりの確に反映させるための手法、農業農村の変化と土地改良方式のあり方、工期の短縮、工事コストの削減等の一層の促進、土地改良区の党費等の立てかえ問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して郡司理事より修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十二

賛成

百三十七

反対

四十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第五 気象業務法の一部を改正する法律案

日程第六 水防法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長今泉昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔今泉昭君登壇、拍手〕

○今泉昭君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、気象業務法の一部を改正する法律案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定に関し、認定及び指定の対象に営利法人を含めた認定測定者制度及び指定検

定機関制度を導入するとともに、検定の有効期間を見直す等の措置を講じようとするものであります。

次に、水防法の一部を改正する法律案は、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報河川を指定し、当該河川において洪水予報を行うこととするとともに、洪水予報河川における浸水想定区域の指定及び公表について定め、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑を行いましたところ、気象測器の検定事務を民間に行わせる理由、検定の有効期間見直しと保守点検のあり方、洪水時における水防活動と住民への情報提供のあり方、市町村のハザードマップの作成状況と国の支援策、都市型水害と地下空間浸水への対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十二

賛成 百八十二

反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君

議員
高橋 令則君 高橋紀世子君
沢 たまき君 戸田 邦司君
岩本 莊太君 海野 義孝君
加藤 修一君 世耕 弘成君
脇 雅史君 平野 貞夫君
魚住 裕一郎君 益田 洋介君
鈴木 正孝君 松岡満壽男君
高野 博師君 大森 礼子君
渡辺 孝男君 福本 潤一君
但馬 久美君 山下 栄一君
弘友 和夫君 鶴保 庸介君
太田 豊秋君 田名部匡省君
椎名 素夫君 日笠 勝之君
風間 昶君 荒木 清寛君

入澤 肇君 若林 正俊君
統 訓弘君 浜田卓二郎君
森本 晃司君 鶴岡 洋君
白浜 一良君 月原 茂晴君
星野 明市君 扇 千景君
山下 英利君 仲道 俊哉君
田浦 直君 森田 次夫君
日出 英輔君 佐藤 昭郎君
佐々木知子君 畑 恵君
依田 智治君 齊藤 滋宣君
森山 裕君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 龜谷 博昭君
岩城 光英君 森下 博之君
加納 時男君 岩永 浩美君
服部三男雄君 加藤 紀文君
山下 善彦君 野間 越君
清水 達雄君 上野 公成君
田中 直紀君 松田 岩夫君
南野知恵子君 松谷蒼一郎君
須藤良太郎君 吉村剛太郎君
山崎 正昭君 片山虎之助君
中曾根弘文君 久世 公堯君
吉川 芳男君 石井 道子君
上杉 光弘君 野沢 太三君
陣内 孝雄君 青木 幹雄君
木村 仁君 水島 裕君
景山俊太郎君 中川 義雄君
亀井 郁夫君 有馬 朗人君
阿南 一成君 市川 一朗君
末広まき君 岸 宏一君
山内 俊夫君 大野つや子君
久野 恒一君 林 芳正君
谷川 秀善君 中原 爽君

長峯 基君 海老原義彦君
保坂 三蔵君 大島 慶久君
成瀬 守重君 鎌田 要人君
宮崎 秀樹君 鴻池 祥肇君
矢野 哲朗君 河本 英典君
柳川 覺治君 鹿熊 安正君
清水嘉与子君 竹山 裕君
倉田 寛之君 真鍋 賢二君
岡野 裕君 西田 吉宏君
坂野 重信君 岩崎 純三君
斎藤 十朗君 谷林 正昭君
木俣 佳文君 浅尾慶一郎君
内藤 正光君 福山 哲郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 小宮山洋子君
海野 徹君 小川 敏夫君
高嶋 良充君 本田 良一君
平田 健二君 和田 洋子君
今泉 昭君 柳田 稔君
築瀬 進君 藤井 俊男君
岡崎トミ子君 佐藤 泰介君
峰崎 直樹君 江本 孟紀君
川橋 幸子君 長谷川 清君
薬科 満治君 興石 東君
円 より子君 寺崎 昭久君
足立 良平君 勝木 健司君
千葉 景子君 直嶋 正行君
北澤 俊美君 久保 亘君
江田 五月君 山下八洲夫君
広中和歌子君 黒岩 秩子君
西川きよし君 大門実紀史君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
中村 敦夫君 島袋 宗康君

國務大臣

八田ひろ子君 小泉 親司君
照屋 寛徳君 齋藤 勲君
石井 一二君 大沢 辰美君
井上 美代君 大脇 雅子君
佐藤 道夫君 西山登紀子君
須藤美也子君 阿部 幸代君
畑野 君枝君 堀 利和君
今井 澄君 岩佐 惠美君
林 紀子君 富樫 練三君
小池 晃君 日下部禮代子君
谷本 巍君 吉川 春子君
緒方 靖夫君 笠井 亮君
池田 幹幸君 淵上 貞雄君
大淵 絹子君 本岡 昭次君
吉岡 吉典君 市田 忠義君
筆坂 秀世君 山下 芳生君
橋本 敦君 田 英夫君
山本 正和君

副大臣

総務大臣 片山虎之助君
外務大臣 田中眞紀子君
厚生労働大臣 坂口 力君
農林水産大臣 武部 勤君
国土交通大臣 扇 千景君
内閣府副大臣 村田 吉隆君
総務副大臣 小坂 憲次君
財務副大臣 若林 正俊君
文部科学副大臣 青山 丘君
厚生労働副大臣 南野知恵子君
農林水産副大臣 田中 直紀君
国土交通副大臣 佐藤 静雄君

議長の報告事項

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

武見 敬三君 補欠 宮崎 秀樹君

山本 保君 補欠 大森 礼子君

池田 幹幸君 補欠 市田 忠義君

山下 芳生君 補欠 大沢 辰美君

総務委員

辞任

佐藤 昭郎君 補欠 若林 正俊君

風間 昶君 補欠 鶴岡 洋君

法務委員

辞任

真鍋 賢二君 補欠 久野 恒一君

岡崎トミ子君 補欠 千葉 景子君

小池 晃君 補欠 林 紀子君

外交防衛委員

辞任

木俣 佳丈君 補欠 吉田 之久君

統 訓弘君 補欠 高野 博師君

財政金融委員

辞任

鈴木 政二君 補欠 鴻池 祥肇君

市田 忠義君 補欠 池田 幹幸君

筆坂 秀世君 補欠 大門実紀史君

文教科学委員

辞任

魚住 汎英君 補欠 亀井 郁夫君

厚生労働委員

辞任

宮崎 秀樹君 補欠 武見 敬三君

経済産業委員

辞任

吉田 久之君 補欠 木俣 佳丈君

大森 礼子君 補欠 山本 保君

林 紀子君 補欠 小池 晃君

龜井 郁夫君 補欠 魚住 汎英君

田村 公平君 補欠 加納 時男君

鶴岡 洋君 補欠 風間 昶君

大沢 辰美君 補欠 山下 芳生君

国土交通委員

辞任

加納 時男君 補欠 田村 公平君

鴻池 祥肇君 補欠 鈴木 政二君

加藤 修一君 補欠 森本 晃司君

高野 博師君 補欠 統 訓弘君

大門実紀史君 補欠 筆坂 秀世君

環境委員

辞任

久野 恒一君 補欠 真鍋 賢二君

森田 次夫君 補欠 片山虎之助君

千葉 景子君 補欠 岡崎トミ子君

森本 晃司君 補欠 加藤 修一君

予算委員

辞任

岸 宏一君 補欠 鈴木 正孝君

齊藤 滋宣君 補欠 田村 公平君

日出 英輔君 補欠 宮崎 秀樹君

若林 正俊君 補欠 佐藤 昭郎君

益田 洋介君 補欠 風間 昶君

決算委員

辞任

小林 元君 補欠 広中和歌子君

行政監視委員

辞任

阿部 正俊君 補欠 仲道 俊哉君

鈴木 正孝君 補欠 岸 宏一君

田村 公平君 補欠 齊藤 滋宣君

武見 敬三君 補欠 森下 博之君

宮崎 秀樹君 補欠 日出 英輔君

風間 昶君 補欠 益田 洋介君

議院運営委員

辞任

片山虎之助君 補欠 森田 次夫君

森下 博之君 補欠 武見 敬三君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出(衆第三二一号))

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出(衆第三二二号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域に

おける総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

弁護士法の一部を改正する法律案

倉庫業法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」などを踏まえた日本の核軍縮政策に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

弁護士法の一部を改正する法律

倉庫業法の一部を改正する法律

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八條第一項の規定に基づく平成二十二年高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告及び同法第八條第二項の規定に基づく平成二十三年度において講じようとする高齢社会対策についての文書を受領した。

同日議長は、五月三十日のマルチェッロ・ペーラ・イタリア共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

岩城 光英君

三浦 一水君

世耕 弘成君

橋本 聖子君

若林 正俊君

常田 享詳君

高嶋 良充君

小川 勝也君

外交防衛委員

辞任

補欠

齋藤 勁君

木俣 佳丈君

吉田 之久君

峰崎 直樹君

高野 博師君

荒木 清寛君

財政金融委員

辞任

補欠

常田 享詳君

若林 正俊君

日出 英輔君

井上 吉夫君

櫻井 充君

羽田雄一郎君

峰崎 直樹君

吉田 之久君

大門実紀史君

筆坂 秀世君

文教科科学委員

辞任

補欠

阿南 一成君

真鍋 賢二君

荒木 清寛君

高野 博師君

厚生労働委員

辞任

補欠

木俣 佳丈君

齋藤 勁君

井上 吉夫君

日出 英輔君

三浦 一水君

岩城 光英君

小川 勝也君

高嶋 良充君

農林水産委員

辞任

補欠

井上 吉夫君

日出 英輔君

三浦 一水君

岩城 光英君

小川 勝也君

高嶋 良充君

羽田雄一郎君

国土交通委員

辞任

補欠

筆坂 秀世君

大門実紀史君

環境委員

辞任

補欠

橋本 聖子君

世耕 弘成君

予算委員

辞任

補欠

有馬 朗人君

大野つや子君

鈴木 正孝君

長峯 基君

田村 公平君

齋藤 滋宣君

宮崎 秀樹君

日出 英輔君

風間 昶君

益田 洋介君

決算委員

辞任

補欠

大野つや子君

有馬 朗人君

広中和歌子君

小林 元君

行政監視委員

辞任

補欠

齊藤 滋宣君

田村 公平君

仲道 俊哉君

阿部 正俊君

長峯 基君

鈴木 正孝君

日出 英輔君

宮崎 秀樹君

森下 博之君

武見 敬三君

益田 洋介君

風間 昶君

議院運営委員

辞任

補欠

武見 敬三君

森下 博之君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 千葉 景子君 (千葉景子君の補欠)

共生社会に関する調査会

理事 大森 礼子君 (大森礼子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

証券取引委員会設置法案(海江田万里君外十名提出)(衆第三三三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

中間法人法案(閣法第七〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府部内で交わされる「覚書」の国会提出に関する質問主意書(福山哲郎君外三名提出)(第三〇号)

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

橋本 聖子君

世耕 弘成君

三浦 一水君

岩城 光英君

小川 勝也君

高嶋 良充君

外交防衛委員

辞任

補欠

矢野 哲朗君

野間 昶君

木俣 佳丈君

齋藤 勁君

峰崎 直樹君

吉田 之久君

荒木 清寛君

高野 博師君

財政金融委員

辞任

補欠

井上 吉夫君

日出 英輔君

野間 昶君

矢野 哲朗君

農林水産委員

辞任

補欠

北岡 秀二君

鈴木 政二君

三浦 一水君

齋藤 滋宣君

羽田雄一郎君

吉田 之久君

筆坂 秀世君

大門実紀史君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

文教科科学委員

辞任

補欠

龜井 郁夫君

倉田 寛之君

真鍋 賢二君

阿南 一成君

高野 博師君

荒木 清寛君

厚生労働委員

辞任

補欠

齋藤 勁君

木俣 佳丈君

農林水産委員

辞任

補欠

岩城 光英君

三浦 一水君

日出 英輔君

井上 吉夫君

櫻井 充君

羽田雄一郎君

高嶋 良充君

小川 勝也君

経済産業委員

辞任

補欠

倉田 寛之君

龜井 郁夫君

国土交通委員

辞任

補欠

大門実紀史君

筆坂 秀世君

環境委員

辞任

補欠

阿南 一成君

真鍋 賢二君

世耕 弘成君

橋本 聖子君

国家基本政策委員

辞任

補欠

北岡 秀二君

山内 俊夫君

鈴木 政二君

佐藤 昭郎君

三浦 一水君

齋藤 滋宣君

官 報 (号 外)

予算委員	辞任	補欠	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案(閣法第九四号) 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣法第九五号) 消防法の一部を改正する法律案(閣法第六二一号) 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第六六号) 浄化槽法の一部を改正する法律案(閣法第六八一号)
決算委員	辞任	補欠	同日委員長から次の報告書が提出された。 土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)審査報告書 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)審査報告書
行政監視委員	辞任	補欠	同日委員長から次の報告書が提出された。 土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)審査報告書 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)審査報告書
辞任	岸 宏一君 山内 俊夫君 北岡 秀二君	長峯 基君 補欠	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第八十二号)の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)審査報告書
辞任	吉田 之久君 柳田 稔君	補欠	相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)審査報告書 気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書 水防法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 民法改正の世論調査に関する質問主意書(福島瑞穂君提出(第三一号)) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員齋藤勤君提出国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問に対する答弁書(第二七号)
内閣委員会	理事 宮崎 秀樹君 総務委員会 理事 岩城 光英君 法務委員会 理事 久野 恒一君 国土交通委員会 理事 野沢 太三君 理事 森本 晃司君 環境委員会 理事 岡崎トミ子君 理事 福山 哲郎君	(宮崎秀樹君の補欠) (岩城光英君の補欠) (久野恒一君の補欠) (鈴木政二君の補欠) (森本晃司君の補欠) (福山哲郎君の補欠) (岡崎トミ子君の補欠)	同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 参議院議員福島瑞穂君提出厚木基地デモフライト中止に関する質問(第二九号)(答弁することのできる期限 六月二十日) 同日内閣から、左記の者を証券取引等監視委員会委員長及び同委員に任命したので、金融庁設置法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (七月十九日任期満了の佐藤ギン子の後任)(委員長) 高橋 武生 (同日任期満了による再任)(委員) 川岸 近衛 (同日任期満了の高橋武生の後任)(同) 野田 晃子 同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事及び同監事に任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (九月七日任期満了による再任)(理事) 篠原 興 (同日任期満了の吉田正弘の後任)(同) 廣瀬 権 (九月三十日任期満了による再任)(同) 松田 京司 (九月七日任期満了の高橋善一郎の後任)(監事) 中嶋 敬雄 同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したので、公害等調整委員会設置法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (六月三十日任期満了による再任) 田辺 淳也 (同日任期満了の南博方の後任) 磯部 力 同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (六月十八日任期満了による再任) 大下 龍介 (同日任期満了の矢野征男の後任) 北島 哲夫 (同日任期満了の松野春樹の後任) 小林 緑 (同日任期満了の平岩弓枝の後任) 佐々木涼子 (同日任期満了による再任) 鳥井信一郎 同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (六月十八日任期満了の武富将の後任) 中原 眞 同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月二十三日任期満了の長柄喜一郎の後任)

川崎 雅弘

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十四日任期満了による再任)

氣賀澤克己

(六月三十日任期満了の岡田潤の後任)

佐藤 歳一

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近々辞職予定の宮島洋の後任)

飯野 靖四

(六月十日任期満了による再任)

村田 幸子

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十八日任期満了による再任)

大槻玄太郎

同日内閣から、左記の者を航空・鉄道事故調査委員会委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律附則第二条の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(組織改正による新規増員)

佐藤 泰生

(同)

中川 聡子

平成十三年六月六日 参議院会議録第二十九号

(同)

松浦 純雄

(同)

宮本 昌幸

(同)

山口 浩一

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員

上田 勇君 (北側一雄君の補欠)

同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。
同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成十二年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

審査報告書

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月五日

外交防衛委員長 服部三男雄

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正文書は、国際労働機関において採択された条約がその目的を失ったこと等が明らかである場合には、総会が当該条約を廃止することができるようになるためのものである。我が国がこの改正文書を締結することは、労働の分野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際労働機関憲章の改正に関する文書

国際労働機関の総会は、理事會によりジュネーヴに招集されて、千九百九十七年六月三日にその第八十五回会期として会合し、その会期の議事日程の第七議題に含まれる問題、すなわち、国際労働機関憲章の改正の採択を決定して、

次の国際労働機関憲章の改正に関する文書(引用に際しては、千九百九十七年の国際労働機関憲章改正文書と称することができ、)を千九百九十七年六月十九日に採択する。

第一条

この改正文書が効力を生ずる日から、国際労働機関憲章第十九条の次に次の9を加える。

9 この条の規定に従って採択された条約がその目的を失ったこと又はこの機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないことが明らかである場合には、総会は、理事会の提案に基づき、出席代表の投票の三分の二の多数によつて当該条約を廃止することができる。

第二条

この改正文書の二通は、総会議長及び国際労働事務局長の署名によつて認証される。その一通は国際労働事務局に寄託し、他の一通は国際連合憲章第二十一条の規定に従って登録するために国際連合事務総長に送付する。事務局長は、この改正文書の認証謄本を国際労働機関のすべての加盟国に送付する。

第三条

1 この改正文書の正式の批准書又は受諾書は、国際労働事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その受領を国際労働機関の加盟国に通報する。

2 この改正文書は、国際労働機関憲章第三十六条の規定に従つて効力を生ずる。

3 国際労働事務局長は、この改正文書が効力を生じたときは、その旨を国際労働機関のすべての加盟国及び国際連合事務総長に通報する。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百九十七年六月十九日に閉会を宣言されたその第八十五回会期において、正当に採択した文書の真正な本文である。

議長 報告事項 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

平成十三年六月六日 参議院會議録第二十九号

以上の証拠として、我々は、千九百九十七年八月二十日に署名した。

総会議長

オルガ・ケルトシヨヴァー

国際労働事務局長

ミッシェル・アンセンヌ

審査報告書

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月五日

外交防衛委員長 服部三男雄

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとること等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための国際的な取組を推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めるの件 一六

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めるの件

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百九十九年六月一日にその第八十七回会期として会合し、

児童労働に関する基本的文書である千九百七十三年の就業が認められるための最低年齢に関する条約及び勧告を補足するため、国内的及び国際的な行動(国際的な協力及び援助を含む。)の主要な優先事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための新たな文書を採択することの必要性を考慮し、

最悪の形態の児童労働の効果的な撤廃のためには、無償の基礎教育の重要性並びに児童の家族の必要に注意を向けつつ児童をそのようなすべての業務から引き離し、かつ、児童の回復及び社会への統合を図ることの必要性を考慮に入れた即時のかつ包括的な行動が必要であることを考慮し、千九百九十六年のその第八十三回会期において採択した児童労働の撤廃に関する決議を想起し、児童労働はその大部分が貧困により生ずるものであること並びにその長期的な解決策は社会の進歩、特に貧困の軽減及び普遍的な教育をもたらす持続的な経済成長にあることを認識し、

千九百八十九年十一月二十日に国際連合総会が採択した児童の権利に関する条約を想起し、千九百九十八年のその第八十六回会期において採択した労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言並びにその実施についての措置を想起し、

最悪の形態の児童労働の中には他の国際文書、特に千九百三十年の強制労働条約及び千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類する制度及び慣行の廃止に関する国際連合の補足条約の対象とされているものもあることを想起し、その第八十七回会期の議事日程の第四議題である児童労働に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約と称することができ(る。))を千九百九十九年六月十七日に採択する。

第一条

この条約を批准する加盟国は、緊急に処理を要

する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとる。

第二条

この条約の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

第三条

この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- (a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働(武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。)等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
- (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あつせんし、又は提供すること。
- (c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あつせんし、又は提供すること。
- (d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

第四条

- 1 前条(d)に規定する業務の種類は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、関連の国際基準、特に千九百九十九年の最悪の形態の児童労働勧告3及び4の規定を考慮し、国内法令又は権限のある機関によって決定される。
- 2 権限のある機関は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1の規定に基づ

いて決定された種類の業務がどこに存在するかについて特定する。

3 1の規定に基づいて決定された業務の種類を表は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、定期的に検討され及び必要に応じて改正される。

第五条

加盟国は、使用者団体及び労働者団体と協議した上で、この条約を実施するための規定の実施を監視する適当な仕組みを設け又は指定する。

第六条

1 加盟国は、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画を作成し及び実施する。

2 1の行動計画は、関係する政府機関、使用者団体及び労働者団体と協議した上で、適当な場合には他の関係のある集団の意見を考慮に入れて、作成され及び実施される。

第七条

1 加盟国は、この条約を実施するための規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な措置(刑罰又は適当な場合には他の制裁を定め及び適用することを含む)をとる。

2 加盟国は、児童労働の撤廃における教育の重要性を考慮に入れて、定められた期限までに次のことのための効果的な措置をとる。

(a) 児童が最悪の形態の児童労働に従事することを防止すること。

(b) 児童を最悪の形態の児童労働から引き離し、かつ、児童を回復させ及び社会に統合するための必要かつ適当な直接の援助を提供すること。

ること。

(c) 最悪の形態の児童労働から引き離されるすべての児童のため、無償の基礎教育及び可能かつ適当な場合には職業訓練の機会を確保すること。

(d) 特別な危険にさらされている児童を特定し、及びこれに援助を与えること。

(e) 女子である児童の特別な事情を考慮すること。

3 加盟国は、この条約を実施するための規定の実施について責任を負う権限のある機関を指定する。

第八条

加盟国は、この条約を実施するに当たり、国際的な協力又は援助(社会的及び経済的な発展、貧困の撲滅計画並びに普遍的な教育のための支援を含む)の強化を通じて、相互に援助を行うための適当な措置をとる。

第九条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国で自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十一条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することにより、この条約に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第十二条

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受け、すべての批准及び廃棄の登録についてすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十三条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百一条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十四条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十五条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、第十一条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、それを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十六条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百九十九年六月十七日に開会を宣言されたその第八十七回会期において、全会一致で採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百九十九年六月十八日に署名した。

総会議長

アルハジ・ムハンマド・ムニ

国際労働事務局長

ホアン・ソマビア

相互承認に關する日本國と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月五日

外交防衛委員長 服部三男雄

参議院議長 井上 裕殿

一、委員会の決定の理由

この協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学製品並びに医薬品について、我が国と欧州共同体との間で規格への適合性評価の結果、製品の試験データ等の相互承認に関する法的枠組みを設けるものである。我が国がこの協定の締結することは、我が国と欧州共同体との間の貿易を促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定

日本国及び欧州共同体(以下「締約者」という。)は、日本国と欧州共同体との間の伝統的な友好関係を考慮し、

両締約者の相互の市場への進出を容易にし及び貿易を促進する上で適合性評価手続の結果を相互に承認することが重要であることを認識し、公衆の健康及び安全を確保し並びに環境を保全するために製品の質を向上させることについての共通の関心を考慮し、経済協力開発機構の優良試験所基準（G L P）原則を認識し、

日本国と欧州共同体との間における長期間の有益な相互協力が優良製造所基準（GMP）要件の国際的な発展及び調和に貢献してきたことを想起し、

規格の国際的な調和の促進を図る上で相互承認のための合意が積極的に寄与し得ることを認識し、

世界貿易機関の加盟国として締約者が負う義務に留意し、特に、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）及び附属書一 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」という。）を承認し、

する協定」という。)に基づく両締約者の義務を認識して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、

(a) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約者の関係法令及びこれらの運用のための規則（以下「運用規則」という。）に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第九条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c) 「指定」とは、一方の締約者の指定当局が当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に従って行う適合性評価機関の指定をいう。

(d)「指定当局」とは、一方の締約者の当局であつて、他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施し及び当該一方の締約者の領域に所在する適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行う権限を有するものという。

(e) 「指定基準」とは、一方の締約者の指定当局による指定を受けるために当該一方の締約者の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び指定を受けた適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であって、関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) 「確認」とは、一方の締約者の権限のある当局が当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に従って行う製造施設又は試験施設(以下「施設」という。)が確認基準を満たしていることの確認をいう。

(8) 「権限のある当局」とは、一方の締約者の当局であつて、当該一方の締約者の領域に所在する施設が当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たしていることとの確認を行つたために、当該施設に対する検査又はその試験の監査を実施する権限を有するものをいう。

(h) 「確認基準」とは、一方の締約者の権限のある当局による確認を受けるために当該一方の締約者の施設が継続して満たすことを要求される基準であつて、関連の分野別附属書に特定する当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に定めるものという。

(i)「検証」とは、監査、検査その他の方法により、適合性評価機関が指定基準を、施設が確認基準をそれぞれ満たしていることを締約者の領域内において検証する行為をいう。

この条に別段の定義がある場合を除くほか、この協定におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ISO・IECガイド2）の千九百九十六年版（標準化及び関連する活動に関する一般用語）において与えられている意味を有する。

第二条

各締約者は、関連の分野別附属書に特定する当該締約者の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であって、他方の締約者の登録を受けた適合性評価機関が実施するもの

の結果(当該結果の証明書及び表示を含む)を、この協定の規定に従って受け入れる。

2 各締約者は、この協定の規定に従って次のものを受け入れる。

(a) 他方の締約者の権限のある当局が検証の結果に基づき、関連の分野別附属書に特定する当該他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準に即して行う施設の確認

(b) 他方の締約者の確認を受けた施設が作成するデータ

第三条

1 この協定は、適合性評価機関の指定及び製品又は工程の適合性評価手続並びに施設の確認及び施設が作成するデータであって、分野別附属書に規定するものに適用する。分野別附属書は、それぞれ、第A部及び第B部から成る。

2 分野別附属書第A部は、特に、対象範囲を定める規定を含む。

3 分野別附属書第B部は、次の内容を定める。

(a) 対象範囲に関する各締約者の関係法令及び運用規則

(b) 技術上の要件及び当該要件を満たすためのすべての適合性評価手続であってこの協定に規定するもの並びに適合性評価機関の指定基準を定める各締約者の関係法令及び運用規則又は施設の確認基準であってこの協定に規定するものを定める各締約者の関係法令及び運用規則

(c) 指定当局又は権限のある当局の表

第四条

1 各締約者は、自己の指定当局が、関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。

2 各締約者は、自己の権限のある当局が、関連の分野別附属書に特定する当該締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準を施設が満たしていることの確認を行うための施設の検証を当該締約者の関係法令及び運用規則に従って実施するために必要な権限を有することを確保する。

3 各締約者は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。一方の締約者の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに際し、他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める要件についての適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。

第五条

1 各締約者は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。一方の締約者の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに際し、他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める要件についての適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。

2 各締約者は、確認を受けた施設が関連の分野別附属書に特定する当該締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たすことを、当該締約者の関係法令及び運用規則に従い、かつ、試験の監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。

3 各締約者は、他方の締約者に対し、登録を受けた適合性評価機関又は確認を受けた施設が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしているかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、適合性評価機関又は施設に対する検証を当該他方の締約者の法令及び運用規則に従って実施するよう要請することができる。

4 各締約者は、他方の締約者の要請により、当該他方の締約者の検証手続についての継続的な理解を維持するために、当該他方の締約者の指定当局が行う適合性評価機関の検証又は権限のある当局が行う施設の検証に当該適合性評価機関又は当該施設のそれぞれの事前の同意を得てオブザーバーとして参加することができる。

5 両締約者は、適合性評価機関の指定を行うために使用し、登録を受けた適合性評価機関が指定基準を満たすことを確保する方法(第三者の与える保証による方法を含む)に関する情報及び確認を受けた施設が確認基準を満たすことを確保する方法に関する情報を、第八条の規定に従って設立される合同委員会が決定する手続に従って交換する。

6 各締約者は、自己の登録を受けた適合性評価機関が他方の締約者の適合性評価機関と協力するよう奨励すべきである。

第六条

1 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、指定の効力を停止した指定当局の締約者は、その旨を直ちに他方の締約者及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録は、その通報を合同委員会における当該他方の締約者の共同議長が受領した時に、その効力を停止する。当該他方の締約者は、当該適合性評価機関の指定の効力が停止された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

2 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止を解除した場合には、指定の効力の停止を解除した指定当局の締約者は、その旨を直ちに他方の締約者及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録の効力の停止は、その通報を合同委員会における当該他方の締約者の共同議長が受領した時に解除される。当該他方の締約者は、当該適合性評価機関の登録の効力の停止が解除された時以降において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第七条

1 各締約者は、他方の締約者の登録を受けた適合性評価機関又は確認を受けた施設が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしていることについて、異議を申し立てることができる。この異議の申立ては、当該申立ての理由に関する客観的な説明を付して、書面により合同委員会及び当該他方の締約者に通報されるものとする。合同委員会は、その通報が行われた日の後二十日以内に当該申立てについて検討する。

2 合同委員会が合同検証を実施することを決定した場合には、両締約者は、異議の申立ての対象となった適合性評価機関を指定した指定当局の参加及び当該適合性評価機関の事前の同意を得て、時宜を失することなく合同検証を行う。合同委員会は、できる限り速やかに問題を解決するため、当該合同検証の結果を検討する。

3 異議の申立ての対象となった適合性評価機関の登録は、当該申立ての通報が行われた日の後十五日目の日又は合同委員会が登録の効力の停止を決定する日のうちいずれか早い方の日から合同委員会が当該適合性評価機関の登録の効力を

の停止の解除を決定する時までの間、その効力を停止する。登録の効力が停止された場合であっても、異議の申立てを行った締約者は、適合性評価機関が登録の効力を停止された日までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

4 合同委員会は、施設についての異議の申立てに関する問題をできる限り速やかに解決するため、一方の締約者又は両締約者がとる措置を決定する。

5 施設についての異議の申立てを行った締約者は、合同委員会における他方の締約者の共同議長が1にいう通報を受領した日から合同委員会が別段の決定を行う日までの間においては、当該申立ての対象となった施設の確認及び当該施設が作成したデータの受入れを義務付けられるものではない。

第八条

1 この協定の効果的な運用について責任を負う機関として、両締約者の代表から成る合同委員会をこの協定の効力が生ずる日に設立する。

2 合同委員会は、決定及び勧告の採択をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、一方の締約者の要請により、両締約者の共同議長の下で会合する。合同委員会は、小委員会を設立し、これらの小委員会に対して特定の任務を行わせることができる。合同委員会は、自己の手続規則を採択する。

3 合同委員会は、この協定の運用に関するすべての事項を検討することができる。合同委員会は、特に、次の事項について責任を負い、又は決定する。

(a) 適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除及び登録の取消し。

(b) 登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設の表を分野ごとに作成し、別段の決定を行う場合を除くほか、これを公表すること。

(c) この協定に規定する情報の交換を行うための適切な方法の確立。

(d) 前条2及び次条1(c)に規定する合同検証を実施するための各締約者の専門家の任命。

4 この協定の解釈又は適用において問題が生じた場合には、両締約者は、合同委員会を通じて友好的な解決を図るように努める。

5 合同委員会は、新たな分野別附属書についての交渉の調整及び促進に責任を負う。

6 各締約者は、少なくとも毎年、自己の確認を受けた施設の表を他方の締約者及び合同委員会に提出する。

7 合同委員会のすべての決定は、書面により各締約者に速やかに通報されるものとする。

8 両締約者は、合同委員会を通じて、次のことを行う。

(a) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則のうち、この協定に関連する条項又は附属書を特定し、相互に通報すること。

(b) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則の実施に関する情報を交換すること。

(c) この協定に関連する法令及び運用規則について予定される何らかの変更を、当該変更の効力が生ずる前に相互に通報すること。

(d) 指定当局、権限のある当局、登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設につい

て予定される何らかの変更を相互に通報すること。

第九条

1 適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a) 各締約者は、自己の指定当局による指定を受けた自己の適合性評価機関をこの協定に基づいて登録することを、必要な書類を付した書面を提出することにより、他方の締約者及び合同委員会に提案する。

(b) 他方の締約者は、提案の対象となった適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する当該他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて検討し、当該適合性評価機関の登録についての自己の立場を(a)の規定による提案の受領の日から九十日以内に表明する。当該他方の締約者は、当該提案の対象となった適合性評価機関が当該指定基準を満たしている旨の推定の下にこの検討を行うべきである。合同委員会は、当該提案の対象となった適合性評価機関を登録するかどうかを当該提案の受領の日から九十日以内に決定する。

(c) 提案の対象となった適合性評価機関の登録を決定することができない場合には、合同委員会は、当該適合性評価機関の事前の同意を得て当該適合性評価機関に対する合同検証を実施すること又は当該提案を行った締約者が当該適合性評価機関に対する検証を実施するよう要請することを決定することができる。合同委員会は、この合同検証又は検証が終了した後、当該提案を再検討することができる。

2 適合性評価機関の登録の提案を行う締約者は、その提案において次の情報を提供し、常にこれを更新する。

(a) 当該適合性評価機関の名称及び住所

(b) 当該適合性評価機関による評価の対象である製品又は工程

(c) 当該適合性評価機関の実施する適合性評価手続

(d) 当該適合性評価機関が指定基準を満たす旨の決定に際して用いた指定手続及び必要とした情報

3 各締約者は、自己の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと自己の指定当局が認める時点において当該適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

4 各締約者は、自己の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと認めその他自己の指定当局が適合性評価機関の指定を取り消す時点において、当該適合性評価機関の登録の取消しを合同委員会及び当該他方の締約者に提案する。当該適合性評価機関の登録は、合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、合同委員会における当該他方の締約者の共同議長がこの提案を受領した時に取り消される。

5 一方の締約者の適合性評価機関が新たに登録を受けた場合には、他方の締約者は、当該適合性評価機関が登録を受けた日以降に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。一方の締約者の適合性評価機関の登録が取り消された場合

であつても、他方の締約者は、第六条1及び第七條3の規定の適用を妨げることなく、当該適合性評価機関が登録を取り消された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第十條

1 この協定のいかなる規定も、締約者が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

2 (a) 一方の締約者の権限のある当局は、(b)の規定により決定される緊急の必要性が生じた場合において、他方の締約者の製造施設の確認及び当該製造施設が作成したデータを引き続き第二條2の規定により受け入れるかどうかを決定する目的で、かつ、当該他方の締約者及び当該製造施設の同意を得ること並びに当該他方の締約者の求めがあるときには当該他方の締約者の権限のある当局の職員が同行することを条件として、当該製造施設を訪問することができる。この訪問は、当該他方の締約者の法令に反しない形式において、かつ、(b)の規定により決定される態様により行われる。当該一方の締約者は、自己の権限のある当局がこの訪問を通じて入手した情報については、この(a)に規定する目的に限ってこれを使用する。

(b) 合同委員会は、関連の分野別附属書に規定する準備作業として、(a)に規定する緊急の必要性の定義及び訪問の態様を決定する。

第十一條

1 第二條2の規定の適用を妨げることなく、この協定のいかなる規定も、締約者の任意規格又は

は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。

2 この協定のいかなる規定も、第三國の適合性評価手続の結果を受け入れる義務を締約者に課するものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、貿易の技術的障害に関する協定及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を含む世界貿易機関設立協定の加盟國として各締約者が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十二條

この協定は、日本國の領域及び欧州共同体を設立する条約が同条約に定める条件の下に適用される領域に適用される。

第十三條

いづれの締約者も、自己の法令により開示が義務付けられる場合を除くほか、この協定の下で秘密として入手した情報を開示してはならない。

第十四條

1 この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を両締約者が交換する日の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

2 いづれの締約者も、六箇月前に他方の締約者に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

第十五條

1 この協定の分野別附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

2 分野別附属書第A部の規定とこの協定の第一條からこの条までの規定とが抵触する場合に、分野別附属書第A部の規定が優先する。

3 (a) 分野別附属書第A部1.の対象範囲に関する規定は、両締約者が(b)の第一文の規定に従つてこの協定を改正することなしに変更してはならない。

(b) この協定は、両締約者の間の合意により改正することができる。もっとも、分野別附属書第B部に特定する関係法令及び運用規則又は指定当局若しくは権限のある当局の変更のみに係る改正については、それぞれの内部手続に従ひ日本國政府と欧州共同体との間の外交上の公文の交換を行うことにより、これを行うことができるものとする。

4 一方の締約者が、新たな又は追加的な適合性評価手続であつて、同一の対象製品に關係し、かつ、分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合には、3(b)の第二文に定める手続に従つて、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第B部を改正する。

イタリア語、英語、オランダ語、ギリシヤ語、スウェーデン語、スペイン語、デンマーク語、ドイツ語、日本語、フィンランド語、フランス語及びポルトガル語により二通の原本を作成した。相違がある場合には、英語及び日本語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千年四月四日にブラッセルで、作成した。

日本國のために

木村崇之

欧州共同体のために

グナール・ルンド

M・P・カール

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であつて、当該締約者において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約者が第B部に規定する自己の關係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約者が第B部に規定する自己の關係法令又は運用規則を廃止し、当該關係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 一方の締約者が第B部に規定する自己の關係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 通信端末機器及び無線機器を定める関係法令及び運用規則

欧州 共同 体	日 本 国
一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC及びその改正	一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正 三 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及びその改正 四 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

欧州 共同 体	日 本 国
一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC及びその改正 二 電気安全性に関し、この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正 三 電磁両立性に関し、この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令七三・EEC及びその改正	一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正 二 端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)及びその改正 三 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正 四 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正 五 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及びその改正 六 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)及びその改正 七 特定無線設備の技術基準適合証明に関する

第三節 指定当局

欧州 共同 体	日 本 国
九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正	る規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正 八 認定点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)及びその改正
欧州共同体の指定当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。 ベルギー ベルギー郵政院 電磁両立性に関し、 経済省 デンマーク 電気通信庁 ドイツ 連邦経済技術省 ギリシャ 運輸通信省 スペイン 科学技術省基幹施設・技術基準部 フランス 経済財政産業省産業・情報技術・郵政総局(DIGITIP) アイルランド 公営企業省 イタリア 産業商業手工業省 ルクセンブルグ 郵政公社	日本国の指定当局は、次の当局又はこれを承継する当局とする。 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EEC及びその改正に関し、 総務省 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正並びに所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正に関し、 総務省 経済産業省

オランダ
運輸公共事業省
オーストリア
連邦交通技術革新科学技術省
ポルトガル
ポルトガル通信院
フィンランド
運輸通信省
スウェーデン
スウェーデン政府の権限の下に、
認定適合性評価庁 (SWEDAC)
連合王国
貿易産業省

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

欧州共同体の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準

- 一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC及びその改正
- 二 所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十二年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正
- 三 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正
- 四 技術的調和に関する指令において使用さ

日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において欧州共同体が適用する基準

- 一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正
- 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正
- 三 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正
- 四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及びその改正
- 五 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正
- 六 認定点検事業者等規則(平成九年郵政省

れる適合性評価手続の各段階のモジュール並びにCE適合表示の添付及び使用の規則に関する千九百九十二年七月二十二日付けの閣僚理事会決定九三・四六五・EEC及びその改正が考慮されるものである。

令第七十六号)及びその改正

電気製品に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

- 1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める電気製品であって、当該締約者において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。
- 2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

- (a) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。
- (b) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。
- (c) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 電気製品を定める関係法令及び運用規則

欧 州 共 同 体	日 本 国
- 一 所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十二年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正(通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書に規定する機器に関する部分を除く。) - 二 前記の製品のうち電磁両立性が関係するものに関し、電磁両立性に関する構成国の	- 一 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)及びその改正 - 二 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)及びその改正

平成十三年六月六日 参議院會議録第二十九号 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正	
第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則	
欧州 共 同 体 一 所定電圧の範囲内で使用しよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正 二 この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正	日 本 国 一 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)及びその改正 二 電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)及びその改正 三 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号)及びその改正 四 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則(昭和五十年五十資公部第百九十二号)及びその改正
第三節 指定当局 欧州 共 同 体 欧州共同体の指定当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。 ベルギー 経済省 デンマーク 都市住宅省 電磁両立性に関し、 電気通信庁 ドイツ 連邦労働社会省 電磁両立性に関し、	日 本 国 経済産業省又はこれを承継する当局
連邦経済技術省 ギリシャ 開発省 スペイン 科学技術省 科学技術省 フランス 経済財政産業省 情報技術・郵政総局 (DIGITIP) アイルランド 企業貿易雇用省 イタリア 産業商業手工業省 ルクセンブルグ 運輸省 オランダ 運輸公共事業省 オーストリア 連邦経済労働省 ポルトガル ポルトガル政府の権限の下に、 ポルトガル品質管理院(IPQ) フィンランド 商工省 スウェーデン スウェーデン政府の権限の下に、 認定適合性評価庁(SWEDAC) 連合王国 貿易産業省	
第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則 欧州共同体の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準 一 所定電圧の範囲内で使用しよう設計さ	日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において欧州共同体が適用する基準 一 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二

れた電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正

二 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正

三 技術的調和に関する指令において使用される適合性評価手続の各段階のモジュール並びにCE適合表示の添付及び使用の規則に関する千九百九十三年七月二十二日付けの閣僚理事会決定九三・四六五・EEC及びその改正が考慮されるものである。

百三十四号)及びその改正

二 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)及びその改正

三 電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)及びその改正

化学品に係る優良試験所基準(GLP)に関する分野別附属書

第A部

1 この分野別附属書は、次のものに適用する。

(a) 第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める化学品(化学物質であるか製剤であるかを問わない。)について行う試験に関する優良試験所基準(以下「GLP」という。)原則を試験施設が満たしていることの確認

(b) 確認を受けた試験施設が作成するデータの受入れ

2 (a) この分野別附属書の適用上、

(i) 「確認基準」とは、第B部第三節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定めるGLP原則であって、千九百九十七年十

一月二十六日付けの経済協力開発機構理事会決定C(九七)一八六(最終)によって改正された千九百八十一年五月十二日付けの経済協力開発機構理事会決定C(八一)三〇(最終)附属書二に合致しているものを用いる。

(ii) 「検証」とは、第B部第三節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める試験の監査、検査その他の手続により試験施設がGLP原則を満たしていることを監視することであって、千九百九十五年三月九日付けの経済協力開発機構理事会決定C(九五)八(最終)によって改正された千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)(特にその附属書一及び二)に合致しているものをいう。

(b) この協定に別段の定義がある場合を除くは、この分野別附属書におけるいずれの用語も、千九百八十一年五月十二日付けの経済協力開発機構理事会決定C(八一)三〇(最終)附属書二に含まれる「経済協力開発機構GLP原則」、千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)附属書一に含まれる「GLP遵守状況監視手続のための指針」及び「GLPコンセンサス文書」(屋外試験へのGLP原則の適用)(GLP原則及びGLP遵守状況監視に関する経済協力開発機構文書第(六)巻)並びにこれらの改正において与えられている意味を有する。

(c) 第B部という「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(i) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(ii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(iii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分(を他の法令又は運用規則に組み入れること)を他の法令又は運用規則に組み入れること。

(d) 第B部第三節に特定する関係法令及び運用規則を改正するに当たって、両締約者は、関

連の経済協力開発機構の決定及び勧告との整合性を維持する必要性に考慮を払うべきである。

3 協定第二条2に関し、各締約者は、千九百九十五年三月九日付けの経済協力開発機構理事会決定C(九五)八(最終)によって改正された千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)に合致している両締約者のGLP遵守状況監視制度が相互に同等であることを考慮して、他方の締約者の権限のある当局による試験施設の確認を受け入れるとともに、当該確認を受けた試験施設が特定の試験項目に関して作成したデータを、自己の試験施設であってGLP原則を満たしていることについての確認を与えたものが作成したデータと同等のものとして受け入れる。ただし、次の(a)及び(b)の規定に従うことを条件とする。

(a) 第B部第三節に特定する当該他方の締約者の関係法令及び運用規則に従って当該他方の締約者の権限のある当局が発行した当該試験施設のGLP遵守状況に関する証明書又はこれに代わる文書が、データに添付されていること。

(b) 当該データの作成のために行った試験が、両締約者において、それぞれの関係法令及び運用規則に従い、そのGLP原則の適用対象となっていること。

4 (a) 協定第八条3及び6という確認を受けた試験施設の表は、合意される適切な様式で作成され、かつ、次の情報を含むものとする。

(i) 試験施設の名称及び住所

(ii) 検証又は確認の日付
(iii) GLP 遵守状況
(iv) 千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)附属書三の付録4に掲げる専門分野のうち該当するもの

(b) 各締約者は、他方の締約者からの理由を示した要請に応じ、確認を受けた試験施設に関する追加的な情報を、可能な限りにおいて当該他方の締約者に提供する。

(c) 各締約者は、確認を受けた試験施設がGLP原則を満たしていないことが判明したときには、当該試験施設に係る証明書の取消しに関する情報を、遅滞なく他方の締約者に伝達する。

5(a) 各締約者は、他方の締約者に対し、試験がGLP原則に従って行われたかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、確認を受けた試験施設に対する検査又は試験の監査を当該他方の締約者の関係

法令及び運用規則に従って更に実施するよう要請を行うことができる。

(b) 当該要請を受けた締約者は、当該要請を行った締約者に対し、検査若しくは試験の監査の結果を通報し、又は検査若しくは試験の監査を実施しなかった理由を説明する。

(c) 当該要請を行った締約者は、当該要請を行った日から、当該要請を受けた締約者の権限のある当局が更に実施する検査又は試験の監査の結果により当該試験施設がGLP原則を満たしていることが改めて確認されるまでの間においては、当該試験施設が作成したデータの受入れを義務付けられるものではない。

(d) 例外的な状況において疑義が残る、かつ、当該要請を行った締約者が特定の懸念についてその正当性を証明することができる場合には、当該締約者は、当該試験施設が確認基準を満たしていることにつき、協定第七条の規定に従って異議を申し立てることができる。

第B部

第一節 GLP原則に従った試験の対象となる化学品の範囲を定める関係法令及び運用規則

欧州 共 同 体	日 本 国
一 医薬品に関し、 (a) 医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する閣僚理事会指令七五・三二八・EECを改正する千九百八十六年十二月二十二日付けの閣僚理事会指令八七・一九・EEC及び	一 医薬品に関し、 (a) 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)及びその改正 (b) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)及びその改正 (a) 動物用医薬品に関し、 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五

その改正

(b) 医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する閣僚理事会指令七五・三二八・EEC附属書を修正する千九百九十一年七月十九日付けの欧州委員会指令九一・五〇七・EEC及びその改正

二 動物用医薬品に関し、

(a) 動物用医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する閣僚理事会指令八一・八五二・EECを改正する千九百八十六年十二月二十二日付けの閣僚理事会指令八七・二〇・EEC及びその改正

(b) 動物用医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する閣僚理事会指令八一・八五二・EEC附属書を修正する千九百九十二年三月二十日付けの欧州委員会指令九二・一八・EEC及びその改正

三 植物保護剤に関し、

千九百九十五年七月十四日付けの欧州委員会指令九五・三五・EECによって改正された植物保護剤の市場流通に関する千九百九十一年七月十五日付けの閣僚理事会指令九一・四一四・EEC及びその改正

四 バイオサイドに関し、

バイオサイド製品の市場流通に関する千九百九十八年二月十六日付けの欧州議会・閣

号)及びその改正

(b) 動物用医薬品等取締規則(昭和三十六年農林省令第三号)及びその改正

三 農業に関し、

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及びその改正

四 飼料添加物に関し、

(a) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)及びその改正

(b) 飼料添加物の評価基準の制定について(平成四年四畜A第二一〇号)及びその改正

五 新規化学物質及び指定化学物質に関し、

(a) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)及びその改正

(b) 新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令(昭和四十九年厚生省令第一号)及びその改正

労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に関し、

(a) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びその改正

(b) 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及びその改正

五 飼料添加物に関し、
 療理事会指令九八・八・E C及びその改正
 千九百九十四年七月二十二日付けの欧州委員
 会指令九四・四〇・E Cによって改正され
 た動物用飼料に含まれる添加物の評価の
 ための指針を定める千九百八十七年二月十
 六日付けの閣僚理事会指令八七・一五三・
 E E C及びその改正

六 新規の及び既存の化学品に関し、

(a) 危険な化学物質の分類、包装及び表示
 に関する法令及び運用規則の近似化に関
 する閣僚理事会指令六七・五四八・E E
 Cの第七次改正である千九百九十二年四
 月三十日付けの閣僚理事会指令九二・三
 二・E E C及びその改正

(b) 危険な製剤の分類、包装及び表示に関
 する構成国の法令及び運用規則の近似化
 に関する千九百八十八年六月七日付けの
 閣僚理事会指令八八・三七九・E E C及
 びその改正

(c) 既存の化学物質の危険性の評価及び管
 理に関する千九百九十三年三月二十三日
 付けの閣僚理事会規則(E E C)第七九
 三・九三号及びその改正

七 食品添加物に関し、

(a) 食料品の公的な規制に関する千九百八
 十九年六月十四日付けの閣僚理事会指令
 八九・三九七・E E C及びその改正

(b) 食料品の公的な規制に係る追加的な措
 置に関する千九百九十三年十月二十九日
 付けの閣僚理事会指令九三・九九・E E
 C及びその改正

八 化粧品に関し、
 化粧品に関する構成国の法律の近似化に関
 する閣僚理事会指令七六・七六八・E E C
 の第六次改正である千九百九十三年六月十
 四日付けの閣僚理事会指令九三・三五・E
 E C及びその改正

第二節 権限のある当局

欧州 共 同 体	日 本 国
欧州共同体の権限のある当局は、欧州共同体 の構成国の次の当局又はこれを承継する当局 とする。 ベルギー すべての化学品に関し、 公衆衛生科学機関 デンマーク 工業用化学品に関し、 産業促進庁 医薬品に関し、 医薬品庁 ドイツ すべての化学品に関し、 連邦環境自然保護原子炉安全省 ギリシャ すべての化学品に関し、 国立化学総合研究所 スペイン 医薬品に関し、 スペイン医薬品庁医薬品安全部 農業に関し、 農業漁業食糧省農業局	日本国の権限のある当局は、次の当局又はこ れを承継する当局とする。 医薬品に関し、 厚生労働省 動物用薬品に関し、 農林水産省 農業に関し、 農林水産省 飼料添加物に関し、 農林水産省 新規化学物質及び指定化学物質に関し、 厚生労働省 経済産業省 労働者の健康保護のために規制の対象とす る化学物質に関し、 厚生労働省

工業用化学品に関し、
科学技術省品質工業安全部
添加物に関し、
保健消費省食品安全部
バイオサイドに関し、
保健消費省環境衛生労働保健部
フランス
工業用化学品、農業その他の化学品(医薬品及び化粧品を除く。)に関し、
化学品関係省庁間グループ
医薬品(動物用医薬品を除く。)及び化粧品に関し、
フランス保健製品衛生安全庁(A.F.S.S.A.P.S.)
動物用医薬品に関し、
フランス食品衛生安全庁
国立動物用医薬品庁
アイルランド
すべての化学品に関し、
国立認定局
イタリア
すべての化学品に関し、
保健省
オランダ
すべての化学品に関し、
保健福祉スポーツ省医療検査局GLP部
オーストリア
すべての化学品に関し、
連邦農林環境水利省
ポルトガル
工業用化学品及び農業に関し、
ポルトガル政府の権限の下に、
ポルトガル品質管理院(I.P.Q.)

経済省 医薬品及び動物用医薬品に関し、 国立医薬品院(INFARMED) フィンランド すべての化学品に関し、 社会福祉保健生産物管理庁 スウェーデン 医薬品、動物用医薬品、衛生用品及び化粧品に関し、 医薬品庁 他のすべての化学品に関し、 認定適合性評価庁(SWEDAC) 連合王国 すべての化学品に関し、 保健省優良試験所基準適合監視部	
第三節 GLP原則、検証及び確認について定める関係法令及び運用規則	
欧州共同体 一千九百九十九年三月八日付けの欧州委員会指令一九九九・一一・ECによって改正された優良試験所基準原則の適用及び化学物質の試験に対する同原則の適用の検証に関する法令及び運用規則の調和に関する千九百八十八年十二月十八日付けの閣僚理事会指令八七・一八・EEC及びその改正 二千九百九十九年三月八日付けの欧州委員会指令一九九九・一二・ECによって改正された優良試験所基準(GLP)の検査及び検証に関する千九百八十八年六月九日付けの閣僚理事会指令八八・三三・O・EEC及びその改正	日本国 一 医薬品に関し、 (a) 薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)及びその改正 (b) 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十一号)及びその改正 (c) 医薬品の製造(輸入)承認申請の際に添付すべき医薬品の安全性に関する非臨床試験に係る資料の取扱い等について(平成九年薬審第二百五十三号・薬安第二百九号)及びその改正 (d) GLP実地調査に係る実施要領の制定について(平成九年薬審第二百五十四

- 号・薬安第三十号)及びその改正
- 二 動物用医薬品に関し、
- (a) 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)及びその改正
- (b) 動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年農林水産省令第七十四号)及びその改正
- (c) 薬事法関係事務の取扱いについて(平成十二年十二畜A第七百二十九号)及びその改正
- 三 農業に関し、
- (a) 農業取扱法(昭和二十三年法律第八十二号)及びその改正
- (b) 農薬の毒性に関する試験の適正実施について(平成十一年十一農産第六千二百八十三号)及びその改正
- 四 飼料添加物に関し、
- (a) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)及びその改正
- (b) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について(昭和六十三年六十三畜A第三千三十九号)及びその改正
- (c) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について(平成二年元畜A第三千四百四十一号)及びその改正
- 五 新規化学物質及び指定化学物質に関し、
- (a) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)及びその改正

医薬品に係る優良製造所基準(GMP)に関する分野別附属書
第A部

- (b) 新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第四条に規定する試験施設について(昭和五十九年環保業第三十九号・薬発第三百二十九号・五十九基局第八十五号)及びその改正
- (c) 新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて(昭和六十三年衛生第三十九号・六十三基局第八百二十二号)及びその改正
- 六 労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に関し、
- (a) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びその改正
- (b) 労働安全衛生規則第三十四条の第三項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準(昭和六十三年労働省告示第七十六号)及びその改正
- (c) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(昭和六十三年基発第百一五号)及びその改正
- (d) 試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領の制定について(平成元年基発第百一十三号)及びその改正
- 1 この分野別附属書は、次のものに適用する。
- (a) 第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に従い両締約者の優良製造所基準(以下「GMP」という。)要件が適用され

る医薬品を製造する施設が当該GMP要件を満たしていることの確認

(b) 確認を受けた製造施設が作成するデータ(確認を受けた製造施設がこの第A部の規定に従って発行する証明書をいう。)の受入れ

2 この分野別附属書の適用上、

(a) 「医薬品」とは、第B部第一節に特定する日本国の関係法令及び運用規則に定める人用に業として製造される医薬品並びに同節に特定する欧州共同体の関係法令及び運用規則に定める人用に業として製造される医薬品及び中間生成物をいう。

この「医薬品」には、治験薬、有効成分、化学的及び生物学的医薬品、免疫学的製剤、放射性医薬品、人の血液又は血漿から生成される安定的な医薬品並びに適切な場合にはビタミン、ミネラル及び薬草を含めることができる。

(b) 「確認基準」とは、GMP要件をいう。

(c) 「GMP」とは、品質保証の手段として、医薬品を、その使用目的に照らして適切な、かつ、当該医薬品の製造についての承認又はその仕様において要求される品質基準に常に従って製造し及び管理することを確保するものをいう。

(d) 「検査」とは、製造施設が関係医薬品の製造についての承認又はその仕様におけるものの他のGMP要件を満たして運営されているかどうかを決定するために当該製造施設に対して行われる実地の評価をいう。この検査は、第B部第二節に掲げる権限のある当局により、同部第一節に特定する関係法令及び運用規則に従って行われるものであり、製造についての承認前に行う検査であるか当該承認後に行う検査であるかを問わない。

(e) 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(i) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(ii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(iii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

(iv) この協定は、日本国の薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四十三条に規定する検定並びに欧州共同体の千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三四二・EEC第四條及び千九百八十九年六月十四日付けの閣僚理事会指令八九・三八一・EEC第四條に規定するパッチの出荷管理についての相互承認を対象とするものではない。

4 協定第二條2に關し、各締約者は、両締約者のGMP要件が相互に同等であることを考慮して、その製造についての承認又はその仕様が发出されている医薬品について、他方の締約者の権限のある当局による製造施設の承認を受け入

れるとともに、第B部第一節に特定する自己の関係法令及び運用規則に従って、医薬品が当該承認又は当該仕様に適合していることについて当該製造施設がパッチごとに発行する証明書を受け入れるものとし、輸入業者がパッチごとに発行すべき試験については、これを免除する。ただし、次の(a)から(c)までの規定に従うことを条件とする。

(a) 当該証明書が、当該確認を受けた製造施設により、完全な品質分析、すべての有効成分の量的な分析その他すべての試験又は点検の結果に基づいて発行されたものであること。

(b) 当該医薬品がGMP要件を満たして製造された旨の陳述書を当該証明書が伴っていること。

(c) 当該証明書の対象である医薬品に関して、両締約者が相互に同等のGMP要件を適用していること。

5 確認を受けた製造施設が輸出用医薬品の各パッチごとに発行する4の証明書においては、第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則により当該医薬品の製造のために必要とされる試験を実施し、その結果、当該パッチが輸入側締約者の当該医薬品の製造についての承認又はその仕様における要件に即して製造されたことが証明される旨を記載するものとす

6 9に規定する準備作業の進捗状況及びこの分野別附属書の運用を特に監視するため、合同委員会に小委員会を設立する。小委員会は、合同委員会に報告を行う。

7 (a) 両締約者は、特に次の事項について情報を

交換する。

(i) 特定の医薬品又は医薬品群に係るGMP

(ii) 新たな技術上の指針又は検査手続

(iii) 品質上の欠陥、パッチの回収、偽造その他品質に関する問題

(iv) 製造についての承認の効力の停止又はその取消し

(b) 両締約者は、この分野別附属書に特有の目的を実現するため、詳細な緊急通報手続を合同委員会の小委員会を通じて作成する。

(c) 特定の医薬品又は医薬品群に係るGMPが相互に同等であるかどうかについては、合同委員会の小委員会が作成する手続に従って調整されるものとする。

(d) 協定第八條6の規定にかかわらず、各締約者は、自己の確認を受けた製造施設の表を、合同委員会が決定する頻度で他方の締約者及び合同委員会に提出する。

(e) 各締約者は、他方の締約者からの理由を示した要請に応じ、確認を受けた製造施設に関する最新の検査報告の写しを、当該要請の日から三十日以内に当該他方の締約者に提供する。当該要請を受けた締約者は、追加的な検査を実施する場合、この追加的な検査報告の写しを、当該要請の日から六十日以内に当該要請を行った締約者に提供する。各締約者は、検査報告の提供を受けた後においても他方の締約者の製造施設がGMP要件を満たしているかどうかについて引き続き重大な懸念を有する場合には、当該製造施設に対する検査を更に実施するよう当該他方の締約者に要請することができる。

(f) 一方の締約者の権限のある当局は、輸出入業者、輸入業者又は他方の締約者の権限のある当局の要請に応じ、当該一方の締約者の領域に所在する製造施設について次の事項を確認するものとする。

(i) 第B部第一節に特定する当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に従って医薬品を製造するための適切な許可を受けていること。

(ii) 権限のある当局により定期的に検査を受けていること。

(iii) 当該一方の締約者のGMP要件であって、両締約者が相互に同等であると認めるものを満たしていること。

8 協定第五条2) に関し、輸出側締約者は、製造施設が第B部第一節に特定する自己の関係法令及び運用規則に定めるGMP要件を満たしていること。

ることを確保するため、自己の関係法令及び運用規則に従って製造施設に対し定期的に検査を実施する。

9 (a) 協定第二条、第四条、第五条、第七条及び第十条2) (a)の規定のうちこの分野別附属書に關連するもの並びにこの分野別附属書の規定(第A部6及び7(b)並びにこの9の規定を除く)は、両締約者が準備作業を終了したことを相互に確認する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日まで適用されない。この外交上の公文の交換は、この協定の効力が生じた後十八箇月以内に行われることが期待される。

(b) 両締約者は、(a)の準備作業において、GMP要件が相互に同等であること及びその実施についての再確認を合同委員会を通じて行う。合同委員会は、この分野別附属書の実施に関する詳細な手続を決定する。

欧州 共 同 体	日 本 国
一 医薬品に係る法令又は運用規則の近似化に関する千九百六十五年一月二十六日付けの閣僚理事会指令六五・六五・EEC及びその改正	一 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)及びその改正
二 医薬品に係る法令又は運用規則の近似化に関する千九百七十五年五月二十日付けの第二次閣僚理事会指令七五・三二九・EEC及びその改正	二 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)及びその改正
三 人用医薬品に係る優良製造所基準の原則	三 薬事法施行令第一条の二の二第一項第七号及び第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成六年厚生省告示第十七号)及びその改正
	四 薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生

第B部
第一節 医薬品の範囲、医薬品に係るGMP要件、検証及び確認について定める関係法令及び運用規則

及び指針を定める千九百九十一年六月十三日付けの欧州委員会指令九一・三五六・EEC及びその改正

四 人用医薬品及び動物用医薬品の承認及び規制のための欧州共同体手続並びに欧州医薬品審査庁の設置を定める千九百九十三年七月二十二日付けの閣僚理事会規則(EEC)第三〇九・九三号及びその改正

五 欧州連合における医薬品規則第四卷「優良製造所基準に関する手引」の最新版及びその改正

省令第二号)及びその改正

五 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成十一年厚生省令第十六号)及びその改正

六 医薬品及び医薬部外品の輸入販売管理及び品質管理規則(平成十一年厚生省令第六十二号)及びその改正

欧州 共 同 体	日 本 国
欧州共同体の権限のある当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。 ベルギー 社会公衆衛生環境省薬事検査課 デンマーク 医薬品庁 ドイツ 連邦保健省 パウルエルリッヒ研究所(生物学的医薬品に限る)。 ギリシャ 保健福祉省 国立医薬品機構 スペイン スペイン医薬品庁医薬品安全部 フランス 雇用連帯省保健総局	厚生労働省又はこれを承継する当局

フランス保健製品衛生安全庁(A.F.S.S.A. P.S.)
アイルランド
アイルランド医薬品局
イタリア
保健省医薬品審査薬事監察局
ルクセンブルグ
保健省薬事医薬品課
オランダ
保健福祉スポーツ省医療検査局
オーストリア
連邦社会保障世代省
ポルトガル
国立医薬品院(INFARMED)
フィンランド
国立医薬品庁
スウェーデン
医薬品庁
連合王国
医薬品管理庁
欧州共同体
欧州医薬品審査庁

審査報告書

土地改良法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月五日

農林水産委員長 太田 豊秋

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、環境との調和に配慮すべきことを事業施行に当たっての原則とするともに、地域の意向をよりの確に反映するよう、事業の申請に当たっての市町

村長との協議及び国又は都道府県が行うべき土地改良事業の計画の概要等に対し意見書を提出できる仕組みを導入するほか、国又は都道府県が行う土地改良事業の廃止に係る手続を定める等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に努め、食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向け、土地改良事業の円滑かつ効果的な実施に遺憾なきを期すべきである。

一 土地改良事業の施行に際し環境との調和を図るに当たっては、極力環境の保全が図られるように配慮する等環境に積極的に適合するよう努めること。

二 土地改良事業の施行に当たっては、地域の合意形成を一層重視し、地方公共団体の意向を尊重すること。

三 国営又は都道府県営土地改良事業の計画決定に当たり、住民から提出された意見の取扱いについては、これを公表する等適切な措置を講ずること。

四 農村地域の混住化傾向に対処し、土地改良施設の維持更新が適切に行われるよう国及び地方公共団体による指導の強化及び助成に努めること。

五 国営又は都道府県営土地改良事業の推進に当たっては、事業実施地区の意向を十分に把握す

るとともに、再評価の結果を踏まえて、計画変更や廃止の手続を適切かつ迅速に講ずること。
六 土地改良事業の推進に当たって、工期の短縮、工事コストの縮減、土地改良区の合併等に一層努めること。
七 土地改良区の公共・公益的な性格にかんがみ、その適正な業務執行に向けて国及び地方公共団体による指導の徹底を図ること。
右決議する。

土地改良法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年三月一日

内閣総理大臣 森 喜朗

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「当つて」を「当たつて」に改め、「事業は」の下に、「環境との調和に配慮しつつ」を加える。

第三条第八項中「(同条第十項において準用する場合を含む)」、第八十七条の二第六項を「及び第十項、第八十七条の二第十項に、及び第九十六条の二第五項を並びに第九十六条の二第五項」に改める。

第五条第一項中「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第三項中「の意見をきかなければ」と「協議しなければ」に改め、同条第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三十三条第二号中「申請」の下に、「第八十七
条の二第四項の規定による同意」を加える。

第三十六条第一項中「第九十一条第四項」の下に
「及び第九十六条の四」を加え、同条第八項中「行
なう」を「行う」に改め、「定めるもの」の下に「(以
下この条において「特定受益者」という。)」を加
え、「その者」を「特定受益者」に改め、同条第九項
を次のように改める。

9 土地改良区は、前項の認可を申請しようとする
ときは、あらかじめ、農林水産省令の定める
ところにより、同項の徴収の方法について、特
定受益者及び市町村長の意見を聴かなければな
らない。

第三十六条に次の一項を加える。

10 前項の規定により特定受益者又は市町村長の
意見が述べられたときは、第八項の認可を申請
するには、その申請書に、当該意見を記載した
書面を添付しなければならない。

第五十三条の三の二第二項中「あるのは、」を「あ
るのには、」又は「若しくは」に改め、「農地保
有合理化法人」の下に「又は当該換地計画に係る地
域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業
経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水
産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土
地を取得することが適当と認める者」を、「あつて
は土地改良区、市町村」の下に、「その者」と
あるのは「それぞれ、その者」とを加える。

第八十五条第六項中「添付し」を「添付し」に改
め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次
の二項を加える。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条
第三項の規定による協議をしようとするとき

は、あらかじめ、農林水産省令の定めるところ
により、その旨を公告し、二十日以上相当の
期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計
画の概要を縦覧に供ししなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該
土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、
同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をし
た第一項の者に対し意見書を提出することがで
きる。

第八十五条に次の一項を加える。

9 第七項の規定による意見書の提出があつたと
きは、第一項の規定による申請をするには、そ
の申請書に、前項に規定するもののほか、当該
意見書の写しを添付しなければならない。

第八十五条の二第一項中「行なう」を「行う」に改
め、同条第五項中「第七項」の下に「並びに前条第
六項、第七項及び第九項」を加え、同項に後段と
して次のように加える。

この場合において、同条第六項中「前項にお
いて準用する第五条第三項の規定による協議」
とあるのは「第八十五条の二第二項の規定によ
る公告」と、「当該協議」とあるのは「同項の規定
による公告」と、同条第九項中「前項」とあるの
は「第八十五条の二第十項」と読み替えるものと
する。

第八十五条の二第七項中「きく」を「聴く」に改
め、同条第九項中「添付し」を「添付し」に改め、同
項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項
を加える。

9 第六項の場合には、前条第六項、第七項及び
第九項の規定を準用する。この場合において、
同条第六項中「前項において準用する第五条第

三項の規定による協議をしよう」とあるのは
「第八十五条の二第七項の規定により同項に規
定する事項を示そう」と、「当該協議に係る」
とあるのは「その示す」と、同条第九項中「前項」
とあるのは「第八十五条の二第十項」と読み替
えるものとする。

第八十五条の三第一項中「この条の下に」及び
第八十七条の二第四項を、「次項」の下に「及び第
八十七条の二第四項」を加え、同条第二号中「又は
都道府県を」、都道府県又は市町村に改め、同
条第四項中「第七項」の下に「並びに第八十五条第
六項、第七項及び第九項」を加え、同項に後段と
して次のように加える。

この場合において、同条第六項中「前項」とあ
るのは「第八十五条の三第四項」と、同条第九項
中「前項」とあるのは「第八十五条の三第五項」と
読み替えるものとする。

第八十五条の三第十項を次のように改める。

10 第六項の場合には、第五条第三項、第六項及
び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び
第九項の規定を準用する。この場合において、
同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の
三第十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは
「第八十五条の三第十一項」と読み替えるものと
する。

第八十五条の四第一項中「行なう」を「行う」に改
め、同条第二項中「の意見をきかなければ」と
協議しなればに改め、同項ただし書中「市町村
の長の意見」を「市町村の長」に改め、同条第三項
中「添付し」を「添付し」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合には、第八十五条第六項、第七

項及び第九項の規定を準用する。この場合にお
いて、同条第六項中「前項において準用する第
五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八
十五条の四第二項の規定による協議(同項ただし
書の場合であつて当該農用地造成事業の施行
に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の
区域を超えないときは、同項の規定による申
請)」と、「当該協議」とあるのは「当該協議(同条
第二項ただし書の場合であつて当該農用地造成
事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係
る市町村の区域を超えないときは、当該申請)」
と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五
条の四第四項」と読み替えるものとする。

第八十六条第二項中「前条第三項」を「前条第四
項」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改
める。

第八十七条の二第二項及び第三項中「あわせて」
を「併せて」に改め、同条第六項を第十項とし、
第五項を第七項とし、同項の次に次の二項を加
える。

8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項の
規定による協議をしようとするときは、あらか
じめ、農林水産省令の定めるところにより、そ
の旨を公告し、二十日以上相当の期間を定め
て当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供し
なければならない。

9 前項の規定により縦覧に供された土地改良事
業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧
期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府
県知事に対し意見書を提出することができる。

第八十七条の二第四項中「前項」を「第三項」に改
め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次
の二項を加える。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第三号の事業のうち施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二号第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とする)その他土地改良区管理区域(当該土地改良区が現に行つてゐる土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としてゐる区域をいう。以下この項において同じ。)内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものに限り、)に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分の二以上の同意に代へることができ

一 施設更新事業の施行に係る地域の全部を土地改良区管理区域の全部又は一部とする場合
当該土地改良区の同意

二 前号に掲げる場合以外の場合

当該土地改良区の同意及びその施行に係る地域のうち土地改良区管理区域以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

5 土地改良区は、前項の規定による同意をするには、あらかじめ、総会の議決を経なければならない。

第八十七条の三の見出しを「(計画の変更等)」に改め、同条第一項中「都道府県営土地改良事業の計画(市町村特別申請事業の計画)」を「都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業)に改め、」に係る土地改良事業計画を削り、「定めた」を「行う」に、「事業の計画を除く」につき「事業を除く」につき、「に改め、」地域その他」の下に「土地

改良事業計画の「を」、「変更し」の下に、「又は土地改良事業を廃止し」を、「と」により、「の下に」土地改良事業計画の変更の場合にあつては「を」に加え、「(公告して、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合)には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行つてゐる農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行つてゐる同項第一号及び第二号の事業を除く。))」につき、その変更後のその施行に係る地域内(これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部分がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項。以下この条において同じ。))を、それぞれ公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げるに改め、同項に次の各号を加える。

一 土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合)には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行つてゐる農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行つてゐる同項第一号及び第二号の事業を除く。))につき、その変更後のその施

行に係る地域内(これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部分がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行つてゐる農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行つてゐる同項第一号及び第二号の事業を除く。))につき、その施行に係る地域内(これらの土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

第八十七条の三第四項中「変更」の下に「又は土地改良事業の廃止」を加え、同条第六項中「並びに第八十七条第五項」を、「第八十七条第五項に改め、」第十項まで」の下に「並びに前条第八項及び第九項」を加え、「第八十七条の三第一項」を、「第八十七条の三第一項第一号」に改め、「第八十七条の三第一項」との下に、「前条第八項中「第六項」とあるのは「第八十七条の三第四項」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とを加え、同条第七項中「に係る土地改良事業計画につき」を、「土地改良事業計画の」に改め、「部分の変更」の下に「又は土地改良事業の廃止」を、「と」により、「の下に」土地改良事業計画の変更の場合にあつては「事項を」に改め、「土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ」を、「当該変更」の下に「又は廃止を加え、」を「略く」に改め、「地域」の下に「又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域」を加え、同条第八項中「変更」の下に「又は廃止を加え、同条第九項中「に係る土地改良事業計画につき第七項に規定する変更」につき、第七項に規定する土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止」に改め、「当該変更」の下に「又は廃止」を加え、同条第十項中「並びに第八十七条第五項」を、「第八十七条第五項に改め、」第十項まで」の下に「並びに前条第八項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第八項中「第六項の規定による協議をしよう」とあるのは「第八十七条の三第七項の規定により同項に規定する事項を示そう」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替へるものとする。

第八十七条の三第十二項中「の計画につき」を「に」に改め、「地域その他」の下に「土地改良事業計画の」を、「変更し」の下に、「又は土地改良事業を廃止し」を、「と」により、「の下に」土地改良事業計画の変更の場合にあつては「事項を」に改め、「土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ」を、「当該変更」の下に「又は廃止を加え、」を「略く」に改め、「地域」の下に「又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域」を加え、同条第八項中「変更」の下に「又は廃止を加え、同条第九項中「に係る土地改良事業計画につき第七項に規定する変更」につき、第七項に規定する土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止」に改め、「当該変更」の下に「又は廃止」を加え、同条第十項中「並びに第八十七条第五項」を、「第八十七条第五項に改め、」第十項まで」の下に「並びに前条第八項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

改良事業計画の変更の場合にあつては「事項を」の下に、「土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ」を、「当該変更」の下に「又は廃止を加え、」を「略く」に改め、「地域」の下に「又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域」を加え、同条第八項中「変更」の下に「又は廃止を加え、同条第九項中「に係る土地改良事業計画につき第七項に規定する変更」につき、第七項に規定する土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止」に改め、「当該変更」の下に「又は廃止」を加え、同条第十項中「並びに第八十七条第五項」を、「第八十七条第五項に改め、」第十項まで」の下に「並びに前条第八項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

て」の下に、「前条第八項中「第六項」とあるのは「第八十七條の第三十三項において準用する同条第四項」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とを、「その変更の下に又は廃止を加え、同条第十四項中「変更の下に又は土地改良事業の廃止を加え、同条第十五項中「に係る土地改良事業計画につき」を「につき、土地改良事業計画の」に改め、「変更する」を「変更し、又は土地改良事業を廃止する」に、「前条第四項及び第五項を「前条第六項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

者」と、「対する負担金とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」とを加える。

第二百一十二條第二項中「第八十七條の二第六項」を「第八十七條の二第十項」に、「附加増置し」を「附加し若しくは増置し」に改める。

第三百三十六條の四中「第八十五條第六項、第八十五條の二第九項を「第八十五條第八項、第八十五條の二第十項」に、「第八十五條の四第三項」を「第八十五條の四第四項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（市町村長との協議に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）第五條第三項（旧法第四十八條第九項、第八十五條第五項、第八十五條の三第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第九十五條第三項及び第九十五條の二第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五條の四第二項の規定による意見の聴取は、それぞれ、この法律による改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第五條第三項（新法第四十八條第九項、第八十五條第五項、第八十五條の三第四項及び第十項、第九十五條第三項並びに第九十五條の二第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五條の四第二項の規定によりされた協議とみなす。

（意見書の提出に係る公告等に関する経過措置）

第三条 前条の規定により、新法の規定によりされた協議とみなされる旧法第八十五條第五項若しくは第八十五條の三第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）において準用する旧法第五條第三項の規定又は旧法第八十五條の四第二項の規定による意見の聴取に係る土地改良

事業の開始の手続については、新法第八十五條第六項（新法第八十五條の三第四項及び第十項並びに第八十五條の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前にした旧法第八十五條の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手続については、新法第八十五條の二第五項において読み替えて準用する新法第八十五條第六項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五條の二第七項の規定による意見の聴取又は同意の取得に係る土地改良事業の開始の手続については、新法第八十五條の二第九項において読み替えて準用する新法第八十五條第六項の規定は、適用しない。

4 この法律の施行前にした旧法第八十五條の四第一項の規定による申請（同条第二項ただし書の規定により、いずれの市町村長の意見の聴取も要しなかつたものに限る。）に係る土地改良事業の開始の手続については、新法第八十五條の四第三項において読み替えて準用する新法第八十五條第六項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にした旧法第八十七條の二第四項の規定による協議に係る土地改良事業の開始の手続については、新法第八十七條の二第八項の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前にした旧法第八十七條の三第四項の規定又は同条第十五項において読み替えて準用する旧法第八十七條の二第四項の規定による協議に係る土地改良事業計画の変更の手続については、新法第八十七條の三第六項又は第十五項において読み替えて準用する新法第八十七條の二第八項の規定は、適用しない。

7 この法律の施行前にした旧法第八十七條の三第七項の規定による意見の聴取又は同意の取得に係る土地改良事業計画の変更の手続については、新法第八十七條の三第十項において読み替

えて準用する新法第八十七條の二第八項の規定は、適用しない。

（特定受益者からの経費の徴収に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした旧法第三十六條第八項の規定による認可の申請であつて、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の項中「第八十五條第六項、第八十五條の二第九項」を「第八十五條第八項、第八十五條の二第十項」に、「第八十五條の四第三項」を「第八十五條の四第四項」に改める。

（水資源開発公団法の一部改正）

第六条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條の三中「第八十七條の二第六項」を「第八十七條の二第十項」に改める。

審査報告書

気象業務法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月五日

国土交通委員長 今泉 昭

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定に関し、広く認定及び指定の対象に営利法人を含めた認定測定者制度及び指定検定機関制度を導入

平成十三年六月六日 参議院會議録第二十九号

気象業務法の一部を改正する法律案

するとともに、検定の有効期間を見直す等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

気象業務法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年五月二十四日

参議院議長 井上 裕殿
衆議院議長 綿貫 民輔

気象業務法の一部を改正する法律案

気象業務法の一部を改正する法律案

気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(合格基準等)」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「を」を「し」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「国土交通省令」を「その種類に」に改め、同項第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により第一項第一号に適合する場合の検査を行わない場合における同項第二号に適合する場合の検査については、第三十二条の二第一項の規定を受けた者が国土交通省令で定めるところにより器差の測定を行ったときは、その測定の結果を記載した書類によりこれを行うことができる。

第三十條 削除
第三十條及び第三十一條を次のように改める。

(検定の有効期間)
第三十一條 構造、使用条件、使用状況等からみ

て検定について有効期間を定めることが適當であると認められるものとして国土交通省令で定める気象測定の検定の有効期間は、その国土交通省令で定める期間とする。

第三十二條第二項中「第二十八條第一項第一号及び第二号」を「第二十八條第一項第一号」に改め、同条の次に次の十三條を加える。

(測定能力の認定)

第三十二條の二 気象庁長官は、申請により、気象測定の器差の測定を行う者について、国土交通省令で定める区分に従い、その事務所ごとに、次の各号に適合している旨の認定をすることができる。

一 気象測定の器差の測定を行う者の能力が国土交通省令で定める基準を満たすものであること。

二 気象測定の器差の測定に用いる国土交通省令で定める測定器その他の設備が、国土交通省令で定める期間内に気象庁長官による校正その他国土交通省令で定める校正を受けたものであること。

三 気象測定の器差の測定に係る業務の実施の方法が適正なものであること。

四 気象庁長官は、前項の認定を受けた者(以下「認定測定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により前項の認定を受けたとき。

三 前二項に規定するもののほか、認定及びその取消しに必要事項は、国土交通省令で定める。

(指定検定機関の指定等)
第三十二條の三 気象庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検定機関」という。)に、第二十七條の検定の

実施に関する事務(以下「検定事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定検定機関の指定は、検定事務を行おうとする者の申請により行う。

3 気象庁長官は、指定検定機関の指定をしたときは、当該指定検定機関が行う検定事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第三十二條の四 気象庁長官は、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定検定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の検定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、検定事務が公正になるおそれがないものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて当該申請に係る検定事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定検定機関の指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人にあつては、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(指定の公示)

第三十二條の五 気象庁長官は、指定検定機関の指定をしたときは、指定検定機関の名称及び住所、検定事務を行う事務所の所在地、検定事務の開始の日並びに指定検定機関の行う検定の範囲を公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十二條の六 指定検定機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十二條の三及び第三十二條の四の規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(検定の義務等)

第三十二條の七 指定検定機関は、検定の申請があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2 指定検定機関は、検定を行うときは、第三十二條の二第一項第二号に規定する設備であつて同号に規定する校正を受けたものを使用し、かつ、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「検定員」という。)にその検定を実施させなければならない。

(検定員の選任及び解任)

第三十二條の八 指定検定機関は、検定員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

2 気象庁長官は、指定検定機関の検定員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第三十二條の十三において準用する第二十四條の十一第一項の検定事務規程に違反したとき、又は検定事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その検定員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十二條の九 指定検定機関は、毎事業年度、検定事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、気象庁長官に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(検定事務の休廃止)

第三十二條の十 指定検定機関は、検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定により検定事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、その届出に係る指定は、その効力を失う。

3 気象庁長官は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十二條の十一 気象庁長官は、指定検定機関が第三十二條の四第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 気象庁長官は、指定検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二條の四第一項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第三十二條の八第二項又は第三十二條の十三において準用する第二十四條の十一第二項若しくは第二十四條の十四の規定による命令に違反したとき。

三 第三十二條の十三において準用する第二十四條の十一第一項の規定により認可を受けた

平成十三年六月六日 参議院会議録第二十九号

検定事務規程によらないで検定事務を行つたとき。

四 不正な手段により指定を受けたとき。

3 気象庁長官は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(気象庁長官による検定事務の実施)

第三十二條の十二 気象庁長官は、指定検定機関から第三十二條の十第一項の規定による検定事務の全部若しくは一部の休止の届出があつたとき、前条第二項の規定により指定検定機関に対し検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十二條の三第三項の規定にかかわらず、検定事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 気象庁長官は、前項の規定により検定事務を行うこととし、又は同項の規定により行つていく検定事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 気象庁長官が、第一項の規定により検定事務の全部若しくは一部を行うこととし、指定検定機関から第三十二條の十第一項の規定による検定事務の全部若しくは一部の廃止の届出があり、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検定事務の引き継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(準用規定)

第三十二條の十三 第二十四條の七第二項及び第三項、第二十四條の十第二項、第二十四條の十一、第二十四條の十二第二項、第二十四條の十三並びに第二十四條の十四の規定は、指定検定機関について準用する。この場合において、第二十四條の七第二項、第二十四條の十第二項、

第二十四條の十一、第二十四條の十二第二項、第二十四條の十三及び第二十四條の十四中「試験事務」とあるのは「検定事務」と、第二十四條の十第二項中「試験員」とあるのは「検定員」と、第二十四條の十一(見出しを含む)中「試験事務規程」とあるのは「検定事務規程」と読み替へるものとする。

(不服申立ての制限等)

第三十二條の十四 気象測定の結果については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 指定検定機関が行う検定事務に係る処分(検定の結果を除く)又はその不作為については、気象庁長官に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができない。

第三十三條中「又は前条の型式証明を申請する」を、「第三十二條第一項の型式証明、第三十二條の二第一項の認定又は同項第二号の気象庁長官による校正を受けようとする」に改め、「手数料を」の下に「(国(指定検定機関が行う検定を受けようとする者)にあつては、指定検定機関に)を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定検定機関に納められた手数料は、指定検定機関の収入とする。

第三十四條中「検定及び型式証明」の下に「並びに認定測定者及び指定検定機関を加える。

第四十一條第二項中「又はセンター」を、「センター又は指定検定機関」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第七項とし、同条第四項中「又はセンター」を、「センター又は指定検定機関」に改め、同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定測定者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十一條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

に次の一項を加える。

3 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、認定測定者に対し、その業務に関し、報告させることができる。

第四十二條中「前条第三項若しくは第四項」を「前条第四項から第八項までに改める。

第四十五條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条に次の一号を加える。

四 指定検定機関が第三十二條の十一第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定検定機関の役員又は職員

第四十七條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第四十一條第一項の下に「又は第三項」を加え、同条第四十一條第四項を「第四十一條第四項又は第六項」に改める。

第四十八條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第四十一條第一項の下に「又は第三項」を加え、同条第四十一條第四項を「第四十一條第四項又は第六項」に改める。

第四十九條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第四十一條第一項の下に「又は第三項」を加え、同条第四十一條第四項を「第四十一條第四項又は第六項」に改める。

第五十條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第四十一條第一項の下に「又は第三項」を加え、同条第四十一條第四項を「第四十一條第四項又は第六項」に改める。

第三十三條の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法第二十七條の検定に合格している気象測定の当該検定の有効期間については、なお従前の例による。

経過した日から施行する。

(気象業務法の一部改正)

2 気象業務法昭和二十七年法律第百六十五号の
の一部を次のように改正する。

第十四条の二第四項中「第二項の下に」又は
第三項を加え、「気象庁が国土交通大臣と共同
して」を削り、「場合における国土交通大臣を
「国土交通大臣又は都道府県知事」に改め、同項
を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を
「前三項に」、「第十三条第三項を」、「同条第
三項」に改め、「気象庁は」及び「気象庁又は気
象庁及び水防に関する事務を行う国土交通大臣
は、それぞれを削り、「又は第二項の予報及び
警報をする場合は」を、「から第三項までの予報及
び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防
に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又
は都道府県知事と共同して」に改め、同項を同
条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加
える。

3 気象庁は、水防法第十条の二第一項の規定
により指定された河川について、都道府県知
事と共同して、水位又は流量を示して洪水に
ついての水防活動の利用に適合する予報及び
警報をしなければならぬ。

第十五条第一項中「若しくは第二項を」から
第三項まで「に改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「証券取引等監視
委員会委員長(高橋武生君)、同委員(野田晃子
君)、預金保険機構監事(中嶋敬雄君)、公害等調
整委員会委員(磯部力君)、日本放送協会経営委員
会委員(大下龍介君、北島哲夫君、小林緑君、
佐々木涼子君及び鳥井信一郎君)、宇宙開発委員
会委員(川崎雅弘君)、労働保険審査会委員(氣賀
澤克己君及び佐藤蔵二君)、中央社会保険医療協
議会委員(飯野靖四君及び村田幸子君)、社会保険
審査会委員(大槻玄太郎君)及び航空・鉄道事故調

査委員会委員(佐藤泰生君、中川聡子君、松浦純
雄君、宮本昌幸君及び山口浩一君)」
賛成者氏名 一七九名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 久世 公義君
久野 恒一君 倉田 寛之君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君 坂野 重信君
清水 達雄君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
谷川 秀善君 月原 茂雄君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 越君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 保坂 三蔵君
星野 朋市君 真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君 松田 岩夫君
水島 裕君 宮崎 秀樹君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
柳川 覺治君 山内 俊夫君

山崎 正昭君 山下 英利君
山下 善彦君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
脇 雅史君 浅尾慶一郎君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 巨君
郡司 彰君 小宮山洋子君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
櫻井 充君 高嶋 良充君
谷林 正昭君 千葉 景子君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
和田 洋子君 薬科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
沢 たまき君 白浜 一良君
但馬 久美君 統 訓弘君
浜田卓二郎君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 山下 栄一君
渡辺 孝男君 阿部 幸代君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 惠美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君

反対者氏名

大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 日下部禮代子君
谷本 魏君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
湖上 貞雄君 山本 正和君
岩本 莊太君 椎名 素夫君
田名部匡省君 高橋紀世子君
松岡満壽男君 高橋 令則君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
島袋 宗康君 西川きよし君
黒岩 秩子君 中村 敦夫君
皆野 久光君

○名

国家公務員等の任命に関する件「証券取引等監視
委員会委員(川岸近衛君)」
賛成者氏名 一三八名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 石井 道子君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
久世 公義君 久野 恒一君

倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	小泉 親司君	須藤美也子君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	大門実紀史君	富樫 練三君
斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君	西山登紀子君	畑野 君枝君
坂野 重信君	清水 達雄君	八田ひろ子君	林 紀子君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
田浦 直君	竹山 裕君	吉川 春子君	大淵 絹子君
谷川 秀善君	月原 茂皓君	大脇 雅子君	日下部博代子君
鶴保 庸介君	中川 義雄君	谷本 巍君	照屋 寛徳君
中原 爽君	仲道 俊哉君	田 英夫君	福島 瑞穂君
長峯 基君	成瀬 守重君	洲上 貞雄君	山本 正和君
西田 吉宏君	野沢 三三君	岩本 莊太君	椎名 素夫君
野間 越君	服部三男雄君	田名部匡省君	高橋紀世子君
林 芳正君	日出 英輔君	松岡満壽男君	高橋 令則君
保坂 三蔵君	星野 明市君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	島袋 宗康君	西川きよし君
松田 岩夫君	水島 裕君		
宮崎 秀樹君	森下 博之君		
森田 次夫君	森山 裕君		
矢野 哲朗君	柳川 覺治君		
山内 俊夫君	山崎 正昭君		
山下 英利君	山下 善彦君		
依田 智治君	吉川 芳男君		
吉村剛太郎君	脇 雅史君		
荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
海野 義孝君	大森 礼子君		
加藤 修一君	風間 昶君		
沢 たまき君	白浜 一良君		
但馬 久美君	統 訓弘君		
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
日笠 勝之君	弘友 和夫君		
福本 潤一君	益田 洋介君		
森本 晃司君	山下 栄一君		
渡辺 孝男君	阿部 幸代君		
井上 美代君	池田 幹幸君		
市田 忠義君	岩佐 恵美君		
緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
笠井 亮君	小池 晃君		

反対者氏名

浅尾慶一郎君	今井 澄君	阿南 一成君	青木 幹雄君
今泉 昭君	海野 徹君	有馬 朗人君	石井 道子君
江田 五月君	江本 孟紀君	市川 一朗君	入澤 肇君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	岩城 光英君	岩崎 純三君
勝木 健司君	川橋 幸子君	上野 公成君	上杉 光弘君
木俣 佳文君	北澤 俊美君	大島 慶久君	海老原義彦君
久保 亘君	郡司 彰君	太田 豊秋君	大野つや子君
小宮山洋子君	奥石 東君	加藤 紀文君	岡野 裕君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	鹿熊 安正君	加納 時男君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	片山虎之助君	景山俊太郎君
高嶋 良充君	谷林 正昭君	釜本 邦茂君	金田 勝年君
千葉 景子君	寺崎 昭久君	龜井 郁夫君	鎌田 要人君
内藤 正光君	直嶋 正行君	河本 英典君	龜谷 博昭君
長谷川 清君	福田 健二君	岸 宏一君	木村 仁君
広中和歌子君	堀 利和君	久野 恒一君	倉田 寛之君
藤井 俊男君	円 より子君	池田 祥肇君	佐々木知子君
本田 良一君	本岡 昭次君	佐藤 昭郎君	坂野 重信君
峰崎 直樹君	柳田 稔君	斎藤 十朗君	陣内 孝雄君
築瀬 進君	和田 洋子君	清水 達雄君	鈴木 正孝君
山下八洲夫君		須藤良太郎君	田浦 直君
		世耕 弘成君	谷川 秀善君
		竹山 裕君	鶴保 庸介君
		月原 茂皓君	中原 爽君
		中川 義雄君	長峯 基君
		仲道 俊哉君	西田 吉宏君
		成瀬 守重君	野間 越君
		野沢 三三君	林 芳正君
		服部三男雄君	保坂 三蔵君
		日出 英輔君	真鍋 賢二君
		星野 明市君	

国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構理事(篠原興君及び松田京司君)及び日本銀行政策委員会審議委員(中原真君)」
賛成者氏名

一五九名

薬科 満治君	黒岩 秩子君	松谷蒼一郎君	岩夫君
中村 敦夫君	菅野 久光君	水島 裕君	秀樹君
		森下 博之君	森田 次夫君
		森山 裕君	矢野 哲朗君
		柳川 覺治君	山内 俊夫君
		山崎 正昭君	山下 英利君
		山下 善彦君	依田 智治君
		吉川 芳男君	吉村剛太郎君
		脇 雅史君	浅尾慶一郎君
		柳川 覺治君	今泉 昭君
		海野 徹君	江田 五月君
		江本 孟紀君	小川 敏夫君
		岡崎トミ子君	勝木 健司君
		川橋 幸子君	木俣 佳文君
		北澤 俊美君	久保 亘君
		郡司 彰君	小宮山洋子君
		奥石 東君	佐藤 泰介君
		佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
		櫻井 充君	高嶋 良充君
		谷林 正昭君	千葉 景子君
		寺崎 昭久君	内藤 正光君
		直嶋 正行君	長谷川 清君
		福田 健二君	広中和歌子君
		堀 利和君	藤井 俊男君
		円 より子君	本田 良一君
		本岡 昭次君	峰崎 直樹君
		柳田 稔君	築瀬 進君
		和田 洋子君	山下八洲夫君
		荒木 清寛君	魚住裕一郎君
		海野 義孝君	大森 礼子君
		加藤 修一君	風間 昶君
		沢 たまき君	白浜 一良君
		但馬 久美君	統 訓弘君
		鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
		日笠 勝之君	弘友 和夫君
		福本 潤一君	益田 洋介君
		森本 晃司君	山下 栄一君

平成十三年六月六日 参議院會議録第二十九号

投票者氏名

賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名	
-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--

烟 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	星野 明市君
真鍋 賢二君	松谷倉一郎君
松田 岩夫君	水島 裕君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	脇 雅史君
浅尾慶一郎君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小宮山洋子君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	櫻井 充君
高嶋 良充君	谷林 正昭君
千葉 景子君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	和田 洋子君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
沢 たまき君	白浜 一良君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君

反対者氏名	賛成者氏名
阿部 幸代君	日笠 勝之君
池田 幹幸君	福本 潤一君
岩佐 恵美君	森本 晃司君
大沢 辰美君	渡辺 孝男君
小池 晃君	椎名 素夫君
須藤美也子君	高橋紀世子君
富樫 練三君	高橋 令則君
烟野 君枝君	菅野 貞夫君
林 紀子君	菅野 久光君
宮本 岳志君	阿南 一成君
吉岡 吉典君	石井 道子君
大淵 絹子君	入澤 肇君
日下部代子君	岩崎 純三君
照屋 寛徳君	上杉 光弘君
福島 瑞穂君	海老原義彦君
山本 正和君	大野つや子君
黒岩 秩子君	岡野 裕君
	加納 時男君
	景山俊太郎君
	金田 勝年君
	鎌田 要人君
	亀谷 博昭君
	岸 宏一君
	久野 恒一君
	佐々木知子君
	斎藤 滋宣君
	坂野 重信君
	須藤良太郎君
	鈴木 正孝君
	田浦 直君
	竹山 裕君
	月原 茂皓君
	中川 義雄君
	仲道 俊哉君
	成瀬 守重君
	野沢 太三君
	南野知恵子君
	服部三男雄君
	日出 英輔君
	真鍋 賢二君
	松田 岩夫君
	森下 博之君
	森山 裕君
	柳川 覺治君
	山崎 正昭君
	山下 善彦君
	依田 智治君

賛成者氏名	賛成者氏名
阿南 一成君	吉村剛太郎君
石井 道子君	脇 雅史君
入澤 肇君	浅尾慶一郎君
岩崎 純三君	今泉 昭君
上杉 光弘君	江田 五月君
海老原義彦君	小川 敏夫君
大野つや子君	勝木 健司君
岡野 裕君	木俣 佳文君
加納 時男君	久保 亘君
景山俊太郎君	小宮山洋子君
金田 勝年君	佐藤 泰介君
鎌田 要人君	佐藤 雄平君
亀谷 博昭君	櫻井 充君
岸 宏一君	谷林 正昭君
久野 恒一君	寺崎 昭久君
佐々木知子君	直嶋 正行君
斎藤 滋宣君	広中和歌子君
坂野 重信君	藤井 俊男君
須藤良太郎君	本田 良一君
鈴木 正孝君	峰崎 直樹君
田浦 直君	篠瀬 進君
竹山 裕君	山下八洲夫君
月原 茂皓君	薬科 満治君
中川 義雄君	魚住裕一郎君
仲道 俊哉君	大森 礼子君
成瀬 守重君	風間 昶君
野沢 太三君	白浜 一良君
南野知恵子君	但馬 久美君
服部三男雄君	鶴岡 洋君
日出 英輔君	林 芳正君
真鍋 賢二君	星野 明市君
松田 岩夫君	松谷倉一郎君
森下 博之君	宮崎 秀樹君
森山 裕君	森田 次夫君
柳川 覺治君	矢野 哲朗君
山崎 正昭君	山内 俊夫君
山下 善彦君	山下 英利君
	依田 智治君

若林 正俊君	吉村剛太郎君
足立 良平君	脇 雅史君
今井 澄君	浅尾慶一郎君
海野 徹君	今泉 昭君
江本 孟紀君	江田 五月君
岡崎トミ子君	小川 敏夫君
川橋 幸子君	勝木 健司君
北澤 俊美君	木俣 佳文君
郡司 彰君	久保 亘君
奥石 東君	小宮山洋子君
佐藤 道夫君	佐藤 泰介君
齋藤 勁君	佐藤 雄平君
高嶋 良充君	櫻井 充君
千葉 景子君	谷林 正昭君
内藤 正光君	寺崎 昭久君
平田 健二君	直嶋 正行君
福山 哲郎君	広中和歌子君
堀 利和君	藤井 俊男君
円 より子君	本田 良一君
本岡 昭次君	峰崎 直樹君
柳田 稔君	篠瀬 進君
和田 洋子君	山下八洲夫君
荒木 清寛君	薬科 満治君
海野 義孝君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	大森 礼子君
沢 たまき君	風間 昶君
高野 博師君	白浜 一良君
統 訓弘君	但馬 久美君
浜田卓二郎君	鶴岡 洋君
福本 潤一君	林 芳正君
森本 晃司君	星野 明市君
渡辺 孝男君	松谷倉一郎君
井上 美代君	宮崎 秀樹君
岩佐 恵美君	森田 次夫君
大沢 辰美君	矢野 哲朗君
小池 晃君	山内 俊夫君
須藤美也子君	山下 英利君
富樫 練三君	依田 智治君

反対者氏名

西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
旦下部禮代子君 谷本 鶴君
照屋 寛徳君 福島 瑞穂君
洲上 貞雄君 岩本 莊太君
椎名 素夫君 高橋紀世子君
松岡満壽男君 高橋 令則君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
石井 一二君 島袋 宗康君
西川きよし君 黒岩 秩子君
中村 敦夫君 菅野 久光君

〇名

日程第四 土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

賛成者氏名

阿南 一成君 青木 幹雄君
石井 道子君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
岸 宏一君 久世 公堯君
久野 恒一君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
齊藤 滋宣君 斎藤 十朗君
坂野 重信君 清水 達雄君

反対者氏名

林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
旦下部禮代子君 谷本 鶴君
照屋 寛徳君 福島 瑞穂君
洲上 貞雄君 岩本 莊太君
椎名 素夫君 高橋紀世子君
松岡満壽男君 高橋 令則君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
石井 一二君 島袋 宗康君
西川きよし君

四五名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小宮山洋子君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
齋藤 勲君 櫻井 充君
高嶋 良充君 谷林 正昭君
千葉 景子君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 築瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
和田 洋子君 薬科 満治君
黒岩 秩子君 中村 敦夫君
菅野 久光君

日程第五 気象業務法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
日程第六 水防法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 石井 道子君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 亀谷 博昭君
河本 英典君 岸 宏一君
久世 公堯君 久野 恒一君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君 坂野 重信君
清水 達雄君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 竹山 裕君
谷川 秀善君 中川 義雄君
鶴保 庸介君 仲道 俊哉君
中原 爽君 成瀬 守重君
長峯 基君 野沢 三三君
西田 吉宏君 服部三男雄君
野間 越君 服部三男雄君
畑 恵君 日出 英輔君
林 芳正君 真鍋 賢二君
星野 朋市君 松田 岩夫君
松谷倉一郎君 森下 博之君
宮崎 秀樹君

森田 次夫君	森山 裕君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	笠井 亮君	小池 晃君
山下 英利君	山下 善彦君	小泉 親司君	須藤美也子君
依田 智治君	吉川 芳男君	大門実紀史君	富樫 練三君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	西山登紀子君	橋本 敦君
脇 雅史君	足立 良平君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
浅尾慶一郎君	今井 澄君	林 紀子君	筆坂 秀世君
今泉 昭君	海野 徹君	宮本 岳志君	山下 芳生君
江田 五月君	江本 孟紀君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	大淵 絹子君	大脇 雅子君
勝木 健司君	川橋 幸子君	旦下部代子君	谷本 巍君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君
久保 亘君	郡司 彰君	淵上 貞雄君	岩本 莊太君
小宮山洋子君	奥石 東君	椎名 素夫君	高橋紀世子君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	松岡満壽男君	高橋 令則君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
櫻井 充君	高嶋 良充君	石井 一二君	島袋 宗康君
谷林 正昭君	千葉 景子君	西川きよし君	黒岩 秩子君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	中村 敦夫君	皆野 久光君
直嶋 正行君	平田 健二君		
広中和歌子君	福山 哲郎君		
藤井 俊男君	堀 利和君		
本田 良一君	円 より子君		
峰崎 直樹君	本岡 昭次君		
築瀬 進君	柳田 稔君		
山下八洲夫君	和田 洋子君		
薬科 満治君	荒木 清寛君		
魚住裕一郎君	海野 義孝君		
大森 礼子君	加藤 修一君		
風間 昶君	沢 たまき君		
白浜 一良君	高野 博師君		
但馬 久美君	統 訓弘君		
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
弘友 和夫君	福本 潤一君		
益田 洋介君	森本 晃司君		
山下 栄一君	渡辺 孝男君		
阿部 幸代君	井上 美代君		

反対者氏名

○名

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」などを踏まえた日本の核軍縮政策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成十三年四月十八日

参議院議長 井上 裕殿

中村 敦夫

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」などを踏まえた日本の核軍縮政策に関する質問主意書
二〇〇〇年十一月二十日、国連ミレニアム総会において日本が提出した「核兵器全面廃絶への道

程」決議が圧倒的多数で採択された。日本政府によるこのイニシアティブは、小淵恵三前首相のリーダーシップによって支えられた「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」(以下「東京フォーラム」という。)に続く、新たな動きと言える。

「核兵器全面廃絶への道程」決議の前文第七節には、「東京フォーラムの報告書に、同報告書に関する加盟国の様々な見解に心を留めつつ、注目し」とあり、一九九九年七月二十五日の東京フォーラム報告書に対して各国間で様々な異なる見解があることが示されている。だが、同フォーラムを支援した肝心の日本政府の見解が、明確になっていない。

よって、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。
一、以下の東京フォーラム報告書第五節「主要提言」について、それぞれ政府の見解を明らかにされたい。

1 NPTの中核的合意を再び誓約することに
より、NPT体制の弱体化を阻止し、修復せよ。

2 段階的削減を通じて核兵器を廃絶せよ。

3 核実験禁止条約の発効を実現せよ。

4 STARTプロセスを再活性化させ、核兵器削減の対象を拡大せよ。

5 核についての透明性を高める措置を採用せよ。

6 全ての核兵器について即時警戒態勢を解除せよ。

7 核分裂性物質を、特にロシアにおいて管理せよ。

8 テロと大量破壊兵器に注意せよ。

9 ミサイル拡散に対する措置を強化せよ。

10 ミサイル防衛の配備は慎重にせよ。

11 南アジアにおける拡散を阻止し、巻き返しをせよ。

12 中東における大量破壊兵器を廃絶せよ。
13 朝鮮半島における核とミサイルの危険を根絶せよ。
14 拡散の支持につながる拒否権の行使は自粛せよ。

15 軍縮会議を再活性化せよ。

16 軍縮の検証措置を強化せよ。

17 核不拡散・核軍縮の違反に対して効果的な制裁メカニズムを構築せよ。

二、同報告書第四部第二十二節では、「CTBT(包括的核実験禁止条約)に署名し、批准していないすべての国に対して、緊急に署名し、批准することを求める」としている。これに関し、政府が各国にCTBTへの署名・批准を促すために行った一九九六年九月から二〇〇一年三月に至るまでの外交活動の記録を、一覧で示されたい。

三、二〇〇一年九月二十五日から二十七日にかけて、ニューヨークで第二回CTBT発効促進会議が開催される。焦点は、アメリカ議会のCTBT批准の有無である。政府として、CTBTを発効させるために、アメリカ議会へ働きかける外交活動の方針及び活動予定を明らかにされたい。

四、第二回CTBT発効促進会議までに、アメリカ以外の未署名国若しくは未批准国に対して署名・批准を促す外交活動を行うならば、その活動予定について一覧で示されたい。

五、東京フォーラム報告書第四部第二十一節には、「全ての核兵器国による核廃絶の一手手前までの検証可能な段階的削減のプロセスは、核廃絶論者も核抑止論者も共に認めることができる」と述べられている。

政府は「核兵器全面廃絶への道程」決議を国連総会に提出し、東京フォーラムで表明された「核廃絶の一手手前」よりも進んだ「全面廃絶」を主張している。一方で、政府は、核抑止論を主張している。政府は、核抑止論に立脚したまま

で「核廃絶の一步手前」よりも先の「全面廃絶」を達成することが可能と考えているのか。若しくは、「一步手前」より先の「全面廃絶」に向かうときには、核抑止論を放棄することを考えているのか。「核兵器全面廃絶」の達成と核抑止論との関係について、政府の見解を明らかにされたら、右質問する。

平成十三年六月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員中村敦夫君提出「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」などを踏まえた日本の核軍縮政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」などを踏まえた日本の核軍縮政策に関する質問に対する答弁書

一の1について
核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号。以下「NPT」という。)は、国際的核不拡散体制の基礎として、また、核軍縮追求のための基礎として、極めて重要であると考えている。

昨年四月から五月にかけて、NPT運用検討会議がニュー・ヨークにおいて開催され、核軍縮・不拡散分野における将来に向けた前向きな措置が盛り込まれた最終文書(以下「最終文書」という。)が全会一致により採択されたところであるが、政府としては、最終文書は、国際社会における今後の方向性を示したものととして高く評価しており、その実施に向けて外交努力を強化しているところである。

一の2について

段階的削減を通じて核兵器を廃絶することは

平成十三年六月六日 参議院会議録第二十九号

質問主意書及び答弁書

重要であると考えている。

政府としては、NPT運用検討会議の結果を踏まえ、昨年、第五十五回国連総会に全面的核廃絶に至るまでの具体的な道筋を示した新たな核廃絶決議案である「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出したところであり、同決議案は、圧倒的多数の諸国の支持を得て採択されたところである(以下、採択された決議を「道程決議」という)。

一の3について

包括的核実験禁止条約(以下「CTBT」という。)は、核兵器のない世界を実現するための現実的かつ具体的な措置として、極めて重要な意義を有すると考えている。

我が国は、千九百九十九年十月の第一回CTBT発効促進会議の議長国を務めたところであり、また、政府としては、未署名・未批准国に対し、内閣総理大臣及び外務大臣による親書の発出、ミッションの派遣等により署名・批准の働き掛けを行うなど、CTBTの早期発効に向けて、積極的な外交努力を行ってきたところである。今後とも、本年九月にニュー・ヨークで開催される第二回CTBT発効促進会議の成功等に向けて、更に努力していきたいと考える。

一の4について

全面的核廃絶達成のためには、核兵器国、特に、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)とロシア連邦(以下「ロシア」という。)の両国が核軍縮を進めることが重要であると考えており、また、戦術核兵器の削減を核軍縮の不可欠なプロセスとして重視している。

政府としては、先般、米国のブッシュ大統領が核戦力削減のために迅速に行動する旨表明したことを歓迎しており、また、ロシアのプーチン大統領が核弾頭の大規模な削減を行う意向を示していることも歓迎している。

一の5について

核についての透明性が図られることは、核兵

器及び関連物資の軍備管理・削減措置の検証に資するものであり、解体核兵器から生じた核物質が再び核兵器に用いられないことを確保するため有益であり、さらに、核軍縮における関係各国間の信頼醸成に資するものであって、重要であると考えている。

我が国が提出し、採択された道程決議においては、すべての核兵器国が核軍縮の一層の進展を担保するための自発的な信頼醸成措置として、透明性の向上の重要性を強調しているところである。

一の6について

核兵器について即時警戒態勢を解除することは、核軍縮における関係各国間の信頼醸成を図るためにも重要であると考えている。

我が国が提出し、採択された道程決議においては、核兵器システムが運用される状態を一層低減するために具体的な措置に合意することの重要性に言及しているところである。

一の7について

核分裂性物質を厳重に管理することは、核軍縮・不拡散上重要であると考えている。

政府としては、冷戦後の米国とロシアの核軍縮交渉の進展に伴うロシアによる核兵器の廃棄について、米国とロシアの核軍縮の今後一層の進展を促すためにも、先進国首脳間の合意をも踏まえ、従来から積極的に支援してきたところであり、例えば、解体された核兵器から生じるプルトニウムの管理・処分のためのプロジェクトについて、既にロシアに対して具体的な協力を開始しているところである。

一の8について

昨年の九州・沖縄サミットで採択された先進国首脳コミニケにおいて表明された、動機はいかなる問わらずあらゆる形態のテロリズムと闘うとの決意にも示されているとおり、政府としては、千九百九十五年の地下鉄サリン事件の教訓等も踏まえつつ、テロリスト等による大量破

壊兵器及びその関連物資の入手やそれらを標的としたテロを未然に防止するための国際協力に積極的に参加することが重要であると考えている。

政府としては、今後とも、各国及び国際機関との間でテロ防止のための情報交換を行っていくほか、各国が核物質の防護に関する条約(昭和六十三年条約第六号)の規定を遵守するよう呼び掛けるとともに、現在国連で交渉中のいわゆる核テロ防止条約の採択に向けて努力していく考えである。

一の9について

大量破壊兵器の運搬手段たる弾道ミサイルの拡散は、地域及び国際的平和及び安全への脅威をなすものと認識しており、これに対する措置を強化することは重要であると考えている。

政府としては、ミサイル技術の拡散を防止することを目的とする国際的な枠組みであるミサイル技術管理レジームの設立に関与し、この枠組みの中で、ミサイル並びにその開発に寄与し得る関連物資及び技術の国際的な輸出入管理の実効性の強化に努めてきたところであり、また、本年三月には、アジア諸国の担当者を東京に招き、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための諸施策について意見交換を行ったところである。政府としては、今後とも引き続き積極的な取組を行っていききたいと考える。

一の10について

政府としては、弾道ミサイルの拡散がもたらす深刻な脅威につき米国と認識を共有しており、米国が、これに対処するため各般の外交努力を行うとともに、ミサイル防衛計画を検討していることを理解している。また、政府としては、ミサイル防衛問題が軍備管理・軍縮努力を含む国際安全保障環境の向上に資する形で扱われていくことを望んでおり、米国が同盟国やロシア、中華人民共和国(以下「中国」という。)等と十分協議すると表明していることを歓迎している。

なお、政府としては、弾道ミサイル防衛(以下「BMD」という。)に係る日米共同技術研究を実施しているが、これは技術研究段階のものであり、開発段階への移行、更には配備段階への移行については別途判断する性格のものであって、これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性、将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行うこととしている。

一〇の11について
国際の平和及び安全のためには、南アジアにおける大量破壊兵器及びその運搬手段(以下「大量破壊兵器等」という。)の不拡散は重要であると考えている。

政府としては、あらゆる機会をとらえ、インドとパキスタン・イスラム共和国(以下「パキスタン」という。)の両国に対し、CTBTへの早期署名を始めとする核不拡散のための措置を進展させるよう粘り強く働き掛けてきているところであり、今後ともこのような努力を続けていきたいと考えている。

一〇の12について
国際の平和及び安全のためには、中東における大量破壊兵器の廃絶は重要であると考えている。

我が国は、昨年の国連総会に提出された中東における非大量破壊兵器地帯構想に係る決議案にも賛成したところである。

一〇の13について
北朝鮮による核兵器の開発及び弾道ミサイルに関連する活動は、国際的な大量破壊兵器等の不拡散への取組に背馳する重大な問題であるとともに、我が国を含む北東アジアの安全保障に直接かかわる問題であると考えている。

政府としては、北朝鮮に対し、核兵器開発問題については、CTBTへの署名及びCTBTの批准、朝鮮半島エネルギー開発機構によるプロジェクトへの協力、国際原子力機関(以下「IAEA」という。)によるフルスコープ保障措置

協定の完全履行等を求めるとともに、弾道ミサイル問題については、米国と緊密に協議しつつ、弾道ミサイルに関連する活動全般を中止するよう粘り強く求めていきたいと考えている。

一〇の14について
大量破壊兵器等の拡散は国際の平和及び安全に対する脅威をなすものと認識しているところ、国際の平和及び安全の維持については、国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十八号)上、安全保障理事会が主要な責任を負っている。

政府としては、安全保障理事会の常任理事国による拒否権の行使は、大量破壊兵器等の拡散の問題に限らず、一般に、最大限自制されることが不可欠であると考えている。

一〇の15について
NPT運用検討会議の成功にもかかわらず、軍縮会議が依然として停滞状態にあり、全く進展が見られないのは遺憾であると考えている。政府としては、軍縮会議を再活性化するため、本年五月に、ジュネーヴにおいて、いわゆるカットオフ条約に関するワークショップを開催するなどの具体的な措置を講じているところである。

一〇の16について
軍備管理・軍縮・不拡散に関する合意の完全な実施を確保するためには、検証措置の強化が不可欠であると考えている。

核兵器については、我が国は、従来から、NPT締約国として、IAEAによる保障措置を受け入れてきており、特に最近では、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との協定の追加議定書(平成十一年条約第十七号)をIAEAとの間で締結し、千九百九十九年十二月、世界で八番目に発効させたところであり、政府としては、アジアの国々を始めとする追加議定書の未締約国に対し、早期にこれを締結するよう働き掛けているところである。生物兵器に

ついては、現在、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(昭和五十七年条約第六号)を強化するための検証措置に係る議定書の作成交渉が行われており、政府としては、引き続き目標期限である本年中の妥結に向けて努力していく考えである。化学兵器については、我が国は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(平成九年条約第三号)の締約国として、化学兵器禁止機関による検証措置を受け入れているところであり、政府としては、同条約の普遍性と実効性を高めるための努力を行っているところである。

一〇の17について
核軍縮・不拡散の違反に対して効果的な制裁メカニズムを構築することは重要であると考えている。

NPT上の義務違反が生じた場合には、IAEAから国連の安全保障理事会に対してその旨が報告されるところ、政府としては、そのような場合には、国際社会が断固たる措置を採るべきであると考えており、また、NPT非締約国によるNPTの規定に反する行為については、大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対し与える脅威に係る千九百九十二年の安全保障理事会議長声明に基づき、しかるべき措置が採られる必要があると考えている。

二について
政府が、千九百九十六年九月から本年三月までの間に行った、各国に対するCTBTへの署名及びCTBTの批准の働き掛けのうち、主なものは次のとおりである。

1 千九百九十八年十一月に、高村外務大臣(当時)から、CTBTの発効要件国の外相にあてて、書簡を提出した。
2 千九百九十九年十月に、小淵内閣総理大臣(当時。以下同じ。)から、米国のクリントン大統領(当時。以下同じ。)にあてて、書簡を

発出するとともに、河野外務大臣(当時。以下同じ。)から、米国のオルブライト國務長官(当時。以下同じ。)にあてて、書簡を提出した。

3 千九百九十九年十月に、山本外務政務次官(当時。以下同じ。)が、米国、インド及びパキスタンを訪問し、働き掛けを行った。

4 千九百九十九年十月に、河野外務大臣から、米国を除く未批准国の外相にあてて、書簡を提出した。

5 二千二年二月に、高村衆議院議員が、小淵内閣総理大臣の親書を携行して、エジプト・アラブ共和国及びアルジェリア民主人民共和国を訪問し、働き掛けを行った。

6 二千二年二月に、山本外務政務次官が、中国を訪問し、働き掛けを行った。

7 二千二年八月に、森内閣総理大臣(当時)が、インド及びパキスタンを訪問し、働き掛けを行った。

8 二千二年一月に、河野外務大臣が、米国を訪問し、働き掛けを行った。

三について
政府としては、米国に対し、例えば、千九百九十九年十月の米国の上院によるCTBT批准法案の否決を受け、小淵内閣総理大臣からクリントン大統領あてに、河野外務大臣からオルブライト國務長官あてに、それぞれ書簡を提出したほか、山本外務政務次官を派遣して米国の上院議員等に対して働き掛けを行い、また、本年一月の日米外相会談においても、河野外務大臣からパウエル國務長官に対して働き掛けを行うなど、CTBTの早期批准を求めてきたところであるが、今後とも、米国政府と緊密に協議しながら、各種の機会を通じ、米国の議会等に対し、早期批准を働き掛けていく考えである。

四について
政府としては、本年九月に開催される第二回CTBT発効促進会議の成功に向けて、今後と

も、引き続き、各種の機会を通じて、米国以外の未署名・未批准国に対しても、早期の署名・批准を求めていく考えである。

五について

政府としては、核兵器のない世界の一日も早い実現を目標とし、この目標に向けて核軍縮・不拡散のための様々な外交努力を行ってきたところである。他方、現実の国際社会においては、いまだ核戦力を含む大規模な軍事力が存在しており、そのような厳しい安全保障環境の下で我が国として安全保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要であると考えている。

政府としては、このように、国の安全保障という最重要の責務を遂行していく中で核軍縮・不拡散及び核廃絶を唱えているものであって、米国の核抑止力に依存することと核廃絶を唱えることは何ら矛盾するものではないと考える。

国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年五月十四日

齋藤 勁

参議院議長 井上 裕殿

国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問主意書

国税通則法において現在、課税庁が行う更正処分のうち、税額を増額するものについては法定申告期限から三年以内、減額するものについては五年以内に期間が制限されている(第七十条)。一方、納税者が更正の請求をすることができる期間は、原則として法定申告期限から一年以内とされている(第二十三条)。この結果、法定申告期限から一年を超え五年以内の期間については、課税庁

は減額の更正処分をできるものの、納税者からは減額を請求する手段がないため、実務上は「嘆願」という方法によって、認められる場合があるが、必ずしもすべての場合に受け入れられてはいない。

しかし、このような状況は、納税者の権利救済の面から考えても好ましくない。したがって、更正の請求をすることができる期間を法定申告期限から五年間とし、この期間になされた更正の請求に係る減額更正については、五年を超えても更正処分をすることができるようにすべきであると考え。

また、後発的理由による更正の請求期間の特例については、現行ではその理由が生じた日から二か月以内とされているが、特殊な事例のため一般納税者には必ずしも周知されておらず、確定申告の相談時等に、更正の請求の特例が適用できたにもかかわらず期限が経過していることを知らされる場合が少なくない。

したがって、後発的理由による更正の請求については、納税者の権利救済を損なうことがないようその期限を延長すべきと考える。

そこで、以下のとおり質問する。

一、納税者の権利救済の観点から、納税者が更正の請求をすることができる期間を五年以内(現行一年以内)とし、また、後発的理由による更正の請求期間の特例については、一年以内(現行二か月以内)とすることが必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十三年六月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員齋藤勁君提出国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋藤勁君提出国税通則法の更正請求期間の延長に関する質問に対する答弁書

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十三条第一項に規定する更正の請求をすることができる期間は、申告納税方式による国税においては法定申告期限内に適正な納税申告書が提出されることが要請され更正の請求はあくまでもその例外を認める制度であること、法律関係の早期安定や税務行政の能率的な運営に配慮する必要があること及び納税者が自ら誤りを発見するのは、通常、次の申告時期が到来するまでの間であることを総合的に勘案して定められているものであり、合理的なものであることから、これを延長することは適当ではないと考えている。なお、同法第七十条第二項に規定するいわゆる減額更正をすることができる期間は、税務署長が適正かつ公平な課税の実現を図る観点から減額更正を行うこととされていることを踏まえて定められているものであり、納税者が自己の過大申告について更正を求めることができる期間とは、その趣旨を異にするものである。

また、同法第二十三条第二項に規定する更正の請求をすることができる期間については、納税者は同項各号に規定する事由を直ちに知ることができることから、これを延長する必要はないと考えている。

なお、これらの更正の請求をすることができる期間内に更正の請求がされなかった場合においても、同法第二十四条及び第二十六条において、税務署長は、納税申告書に記載された税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたとき等は、その調査により、その申告書に係る税額等を更正する旨規定されていることから、納税者の権利救済の途が閉ざされているわけではないと考えている。

平成十三年六月六日 参議院会議録第二十九号

質問主意書及び答弁書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三号の発送は都合により後日となるため第二十九号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二〇〇円 送料別